

業務規程

株式会社堂島取引所

業務規程／目次

第1章 総則	1
第2章 商品市場及び立会の開閉・停止	2
第3章 取引の対象等、期限、呼値及び単位	4
第1節 現物先物取引、限日現金決済先物取引及び実物取引	4
第2節 指数先物取引	6
第4章 取引の契約の締結及びその制限	7
第1節 現物先物取引、限日現金決済先物取引及び実物取引	7
第2節 指数先物取引	15
第5章 取引の決済	21
第6章 先物取引の売買玉の整理の方法	21
第1節 現物先物取引、限日現金決済先物取引及び実物取引	22
第2節 指数先物取引	24
第7章 現物先物取引における受渡し	25
第1節 総則	25
第2節 大豆	26
第3節 小豆	28
第4節 とうもろこし	30
第5節 削除	31
第6節 粗糖	31
第8章 取引証拠金	32
第9章 違約処理	36
第10章 上場商品等の廃止又は休止等における措置	42
第11章 建玉の移管等	43
第12章 取引参加者	44
第1節 総則	44
第2節 取引資格の取得	48
第3節 取引資格の変更及び喪失等	50
第4節 取引参加者の義務等	55
第1款 通則	55
第2款 商品取引清算資格を有しない取引参加者の義務等	63
第5節 取引参加者の制裁及び措置等	64
第6節 その他	71
第13章 雑則	71

第14章 削除.....	73
第15章 限日現金決済先物取引に係る特例	73
第16章 指数先物取引の決済の特例.....	73
附則	75
別表 1 (第 1 条第 2 項関係).....	76
別表 2 平均米価の算出に関する表 (第14条の 3 関係)	79

業務規程

第1章 総則

(目的及び用語の定義)

- 第1条 この業務規程は、定款第58条第1項の規定に基づき、株式会社堂島取引所（以下「当社」という。）の商品市場における取引及び取引参加者に関して必要な事項を定める。
- 2 この業務規程において使用する用語の定義は、別表に定めるところによる。

(解釈の疑義)

- 第2条 この業務規程の解釈に疑義があるとき又はこの業務規程に明文のない事項について臨機の措置を必要とするときは、当社の決定に従うものとする。

(市場管理細則等)

- 第3条 この業務規程に定めるもののほか、当社の各商品市場の管理に関し必要な事項は、各市場管理細則をもって定める。
- 2 この業務規程に定めるもののほか、直接接続方式の取引に関し必要な事項は、直接接続細則をもって定める。
- 3 この業務規程に定めるもののほか、取引の締結に関し必要な事項は、システム売買実施細則をもって定める。
- 4 この業務規程に定めるもののほか、ギブアップに関し必要な事項は、ギブアップ制度実施細則をもって定める。
- 5 この業務規程に定めるもののほか、E F P取引に関し必要な事項は、E F P取引実施細則をもって定める。
- 6 この業務規程に定めるもののほか、ストップロス取引に関し必要な事項は、ストップロス取引実施細則をもって定める。
- 7 この業務規程に定めるもののほか、立会外取引に関し必要な事項は、立会外取引実施細則をもって定める。
- 8 この業務規程に定めるもののほか、当社の各商品市場の受渡しに関し必要な事項は、各受渡細則をもって定める。
- 9 この業務規程に定めるもののほか、取引参加者に関し必要な事項は、取引参加者に関する施行細則をもって定める。
- 10 この業務規程に定めるもののほか、取引参加料等に関し必要な事項は、取引参加料等に関する細則をもって定める。
- 11 この業務規程に定めるもののほか、当社の商品市場において成立した取引に係る清算及び決済に関し必要な事項は、清算・決済規程をもって定める。

- 12 この業務規程に定めるもののほか、取引参加者に対する監査に関し必要な事項は、取引参加者に対する監査に関する細則をもって定める。
- 13 この業務規程に定めるもののほか、限日現金決済先物取引に関し必要な事項は、限日現金決済先物取引実施細則をもって定める。
- 14 この業務規程に定めるもののほか、指数先物取引に関し必要な事項は、指数先物取引実施細則をもって定める。

第2章 商品市場及び立会の開閉・停止

(商品市場・上場商品等)

第4条 当社が開設する商品市場、上場商品又は上場商品指数、上場商品構成商品又は上場商品指数対象品及び取引の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

商品市場	上場商品又は 上場商品指数	上場商品構成商品又は 上場商品指数対象品	取引の種類
農産物市場	農産物	大豆 小豆	現物先物取引 実物取引
		とうもろこし	現物先物取引
砂糖市場	砂糖	粗糖	現物先物取引 実物取引
貴金属市場	貴金属	金 銀 白金	限日現金決済先物取引
米穀指数市場	米穀指数	米穀	指数先物取引

- 2 貴金属市場の存続期限は、取引を開始した日から3年を経過した日までとする。この場合において、当該日の属する計算区域(業務方法書に定める計算区域をいう。以下同じ。)の終了時において残存する建玉は、当該日の帳入値段(第40条第1項に規定する帳入値段をいう。以下同じ。)をもって、転売又は買戻しにより売買約定を結了するものとする。

(立会の区分及び立会時等)

第5条 当社の立会の区分及び時刻は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 日中立会

午前8時45分から午後3時45分まで

- (2) 夜間立会

午後5時から翌日午前6時まで

- 2 前項の規定にかかわらず、農産物市場、砂糖市場及び米穀指数市場の立会並びに実物取引は、前項第1号の日中立会に限り行う。

(休業日)

第6条 当社は、次の各号に掲げる日を休業日とし、その他の日を営業日とする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 年末1日間及び年首3日間

2 当社は、必要があると認めるときは、臨時に営業日又は休業日を定めることができる。

3 前項の場合には、当社は、あらかじめその旨を取引参加者及びクリアリング機構に通知するものとする。

4 休業日においては、立会を行わない。ただし、当該休業日の前日が営業日であるときの夜間立会は除く。

(立会の臨時停止及び臨時実施等)

第7条 当社は、必要があると認めるときは、立会の開始時刻若しくは終了時刻を臨時に変更し、立会の全部若しくは一部を臨時に停止し、又は立会の全部若しくは一部を臨時に行うことができる。

2 前項の場合において、当社は、速やかにその旨を取引参加者及びクリアリング機構に通知するものとする。

(売買注文の受付)

第8条 当社は、第5条又は第7条に規定する立会時において、取引参加者（第101条第1項に規定する者に限る。）が使用する売買注文入力装置から入力された売買注文を受け付けるものとし、その受付順序に従って、直ちにその内容を中央処理装置に登録するものとする。

(直接接続方式による売買注文等)

第9条 受託取引参加者は、直接接続者に直接接続方式を提供しようとするときは、直接接続契約（直接接続細則において定める直接接続契約をいう。以下同じ。）を当社との間で締結しなければならない。

2 受託取引参加者は、その提供する直接接続方式により売買注文の入力等を行う直接接続者について、直接接続細則に定めるところにより、当社に登録を申し出て、その承認を受けなければならない。この場合において、当該直接接続者が取次委託者であるときは、受託取引参加者は当該直接接続者から取引の委託の取次ぎを委託された取次者との連署により当社に登録を申し出るものとする。

3 直接接続方式を提供する受託取引参加者及び直接接続者から取引の委託の取次ぎを委託された取次者は、直接接続細則に定めるところにより、直接接続方式により売買注文の

入力等を行う直接接続者の体制等及び取引を適切に管理しなければならない。

- 4 直接接続方式を提供する受託取引参加者及び直接接続者から取引の委託の取次ぎを委託された取次者は、直接接続方式による取引に関し直接接続者の行った行為等について、責任を負わなければならない。
- 5 当社と受託取引参加者が締結する直接接続契約に基づき、売買注文の入力等を行うことにつき当該受託取引参加者の委任を受けた直接接続者が、そのために設置及び運用する取引端末装置は、前条の売買注文入力装置とみなす。

第3章 取引の対象等、期限、呼値及び単位

第1節 現物先物取引、限日現金決済先物取引及び実物取引

(取引の対象)

第10条 現物先物取引及び実物取引の対象とする商品たる物品は、それぞれ第4条の表に上場商品構成品として掲げるとおりとする。ただし、砂糖市場における粗糖については、当分の間、立会を行わないものとする。

2 限日現金決済先物取引における取引の対象は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 金にあっては、純度99.5パーセント以上の金地金
- (2) 銀にあっては、純度99.9パーセント以上の銀地金
- (3) 白金にあっては、純度99.95パーセント以上の白金地金

(現物先物取引の標準品等)

第11条 現物先物取引は、標準品取引の方法によるものとし、価格調整による受渡供用品、価格調整表その他価格調整に関する事項は、当社が定める。

2 現物先物取引の標準品は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 大豆

・米国産大豆

アメリカ合衆国産の黄大豆のうち、アメリカ合衆国農務省穀物検査規格NO.2、水分14%以下として輸出されたもの（サイロ保管のものに限る）

(2) 小豆

・北海道十勝産小豆

北海道十勝産の小豆のうち、農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下「農産物検査法」という。）に基づく検査規格一般小豆（普通小豆）2等合格品のもの

(3) とうもろこし

・米国産とうもろこし

アメリカ合衆国産の黄とうもろこしのうち、アメリカ合衆国農務省穀物検査規格

NO.3、水分15%以下として輸出されたもの（本船等から艀内渡しされる未通関のものに限る。）

(4) 粗糖

・外国産甘蔗分蜜粗糖

外国産の粗糖のうち、糖度96度の甘蔗分蜜粗糖であって粗糖価格調整表において定めるもの（本船等から艀内渡しされる未通関のものに限る。）

(当月限納会日)

第12条 現物先物取引における当月限納会日は次の表に掲げるとおりとし、当日が休業日に当たるときは順次繰り上げるものとする。

標準品	納会日
米国産大豆	第51条に規定する受渡日から起算して3営業日前に当たる日
北海道十勝産小豆	第56条に規定する受渡日から起算して3営業日前に当たる日
米国産とうもろこし	偶数月の15日
外国産甘蔗分蜜粗糖	第71条に規定する受渡期間の最初の日が属する月の前月の最終営業日

(取引の期限)

第13条 現物先物取引の期限は、次の表に掲げるとおりとする。

標準品	期限
米国産大豆	当月限納会日の翌営業日を新甫発会日として、新甫発会日の属する月の翌月から起算した12か月以内の各偶数限月
北海道十勝産小豆	当月限納会日の翌営業日を新甫発会日として、新甫発会日の属する月の翌月から起算した6か月以内の各限月
米国産とうもろこし	当月限納会日の翌営業日を新甫発会日として、新甫発会日の属する月の翌々月から起算した12か月以内の各奇数限月
外国産甘蔗分蜜粗糖	毎偶数月の最初の営業日を新甫発会日として、新甫発会日の属する月の翌々月から起算した12か月以内の各奇数限月

- 2 実物取引の期限は、売買約定の日から起算して5日以内において取引当事者間で約定する日とし、特に約定のないときは、売方の勝手渡しとする。ただし、取引当事者間の特約により、売買約定の日から起算して10日以内において取引当事者間で約定する日とすることを妨げない。

(限日現金決済先物取引の期限等)

第13条の2 限日現金決済先物取引は、一の計算区域において成立し、又は一の計算区域の終了時におけるロールオーバーにより発生し、転売若しくは買戻し又はロールオーバーにより消滅する。

(呼値、呼値の単位、取引単位及び受渡単位)

第14条 現物先物取引の呼値、呼値の単位、取引単位及び受渡単位は次の表に掲げるとおりとする。

標準品	呼値	呼値の単位	取引単位	受渡単位
米国産大豆	1,000 _㍩	10円	1枚(10,000 _㍩)	10枚(100,000 _㍩)
北海道十勝産 小豆	1袋 (正味30 _㍩)	10円	1枚(1,200 _㍩)	1枚(1,200 _㍩)
米国産 とうもろこし	1,000 _㍩	10円	1枚(50,000 _㍩)	1枚(50,000 _㍩)
外国産 甘蔗分蜜粗糖	1,000 _㍩	10円	1枚(10,000 _㍩)	10枚(100,000 _㍩)

2 実物取引の呼値、呼値の単位、取引単位及び受渡単位は、取引当事者間の約定によるものとする。

3 限日現金決済先物取引の呼値、呼値の単位及び取引単位は次の表に掲げるとおりとする。

上場商品構成品	呼値	呼値の単位	取引単位
金	1 _ㇰ	10銭	1枚(10 _ㇰ)
銀	1 _ㇰ	1銭	1枚(1 _㍩)
白金	1 _ㇰ	10銭	1枚(10 _ㇰ)

第2節 指数先物取引

(取引の対象)

第14条の2 米穀指数取引の対象は、農林水産省が毎月公表する「米の相対取引価格・数量」における全銘柄についての出荷業者と卸売業者等との間で数量と価格が決定された主食用米の相対取引契約の価格(運賃、包装代、消費税を含む1等米の価格)を、前年産検査数量で加重平均した値を基に、公益社団法人米穀安定供給確保支援機構が毎月公表する「米取引関係者の判断に関する調査結果」から推計して算出したもの(1円の位を四捨五入する。以下「平均米価」という。)の将来における数値とする。

(平均米価の算出及び公表)

第14条の3 平均米価の算出は、別表2「平均米価の算出に関する表」に基づき行う。

2 当社は、平均米価を、次条第1項に規定する当月限取引最終日の翌営業日の午後3時45分に算出を開始し、算出後速やかに公表する。

3 前項の規定にかかわらず、当社がやむを得ないと認めた場合は、平均米価の公表日時を別途定めることができる。

4 当社は、公表日の午後6時までに平均米価の算出において誤りがあると認められた場合には、平均米価を再算出することにより変更することができる。

5 取引参加者は、平均米価の算出若しくは公表の不能、遅延若しくは誤り又は前項の規定に基づき平均米価が変更されたことにより損害を被った場合においても、当社に対してその損害の賠償を請求することができない。

(当月限取引最終日)

第14条の4 米穀指数取引の当月限取引最終日は、偶数月の最終営業日の前営業日とする。

(取引の期限)

第14条の5 米穀指数取引の期限は、毎奇数月の最初の営業日を新甫発会日とし、新甫発会日の属する月から起算して12か月以内の各偶数限月によるものとする。

(呼値の単位及び取引単位)

第14条の6 米穀指数取引の呼値の単位及び取引単位は、次のとおりとする。

呼値の単位	取引単位
10円	1枚(約定数値に50を乗じた値)

第4章 取引の契約の締結及びその制限

第1節 現物先物取引、限日現金決済先物取引及び実物取引

(取引の締結方法)

第15条 取引の締結の方法は、当社が設置する電子計算機等を利用した取引システムによる売買(以下「システム売買」という。)を原則とし、次の各号に掲げる方法によるものとする。

- (1) 現物先物取引及び限日現金決済先物取引は、複数約定値段方式による個別競争取引(以下「ザラバ取引」という。)によるものとし、取引参加者はシステム売買実施細則において定める事項を売買注文入力装置に入力して取引を行わなければならない。

- (2) 実物取引は、相対売買によるものとする。
- 2 ザラバ取引は、売注文の競合、買注文の競合及び売注文と買注文の争合により、最も低い値段の売注文と最も高い値段の買注文とが合致するとき、その値段を約定値段とし、売買注文の順位に従って、対当する売買注文の間に取引を成立させるものとする。
- 3 前項に規定する売買注文の順位は、次の各号に定めるところによるものとする。
- (1) 低い値段の売注文は、高い値段の売注文に優先し、高い値段の買注文は、低い値段の買注文に優先する。
- (2) 同一値段の売買注文は、中央処理装置に登録された時間の先後により、先に登録された売買注文が、後に登録された売買注文に優先する。
- 4 売買注文入力装置の故障等やむを得ない事情により取引の代理を他の取引参加者に依頼しようとする取引参加者は、あらかじめ、当社の承認を受けなければならない。
- 5 前項の規定に基づき取引の代理を行った取引参加者から当社に対して、代理した取引につき、取引の代理を依頼した取引参加者に付け替える旨の申出があった場合においては、当該取引の代理を依頼した取引参加者の売買約定が成立したものとみなす。この場合の申出は当日の午後4時40分までに行うものとする。ただし、売買注文入力装置の故障等やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
- 6 前項の規定により、付替の申出を行った取引参加者の名において成立した売買約定は、当該申出によって消滅し、消滅した売買約定と同一内容の売買約定が、付替先の取引参加者の名において成立した売買約定として、新たに発生するものとする。
- 7 相対売買は、売呼値と買呼値とが個々の値段でその個々の数量を合致させることができるときは、その値段を約定値段とし、その合致する売呼値のものを売付けとし、その買呼値のものを買付けとして、取引を成立させるものとする。
- 8 実物取引は、取引当事者間の協議によって上場商品の銘柄、等級、数量、受渡しの期日、場所その他必要な事項を定め、契約成立後、当社に速やかに申し出るものとする。

(売買注文の状況の配信)

第16条 当社は、システム売買実施細則の定めるところにより、売買注文の状況を取引参加者に配信し、周知するものとする。

(取引の確認)

第17条 当社は、売買約定が成立したときは、直ちにその旨を取引参加者に通知するものとする。

- 2 取引参加者は、前項の規定に基づく売買約定成立の通知を受けたときは、直ちにその内容を確認するものとする。
- 3 個別競争取引に加わった他の取引参加者が前項に規定する確認を行わなかったために損害を受けた取引参加者は、遅滞なく、その旨を当社に届け出て、当該他の取引参加者に

賠償を請求することができる。

(委託区分の訂正)

第18条 取引参加者は、第15条第2項及び第5項並びに次条の規定に基づき成立した売買約定の全部又は一部について、システム売買実施細則の定めるところにより、委託区分の訂正を当社に対して申し出ることができる。

(ギブアップ)

第19条 ギブアップにおいて、売買約定を成立させた取引参加者（以下この条から第22条までにおいて「付替元取引参加者」という。）の名において成立した売買約定は、第21条に規定するテイクアップ申出を受けたことを条件として消滅し、消滅した売買約定と同一内容の売買約定が、他の取引参加者（以下この条から第22条までにおいて「付替先取引参加者」という。）の名において成立した売買約定として、新たに発生するものとする。

- 2 ギブアップを行おうとする取引参加者は、ギブアップ制度実施細則に定めるところにより付替元取引参加者と付替先取引参加者との間でギブアップ契約を締結するものとし、あらかじめ当社の承認を受けなければならない。

(ギブアップ申出)

第20条 付替元取引参加者は、ギブアップの対象となる売買約定について、その内容及び付替先取引参加者を指定し、当社に対して申出（以下「ギブアップ申出」という。）を行うことができる。当該ギブアップ申出は、当該売買約定が成立した計算区域のギブアップ制度実施細則に定める時限までに行うものとする。

- 2 当社は、ギブアップ申出を受けた場合には、その内容を付替元取引参加者が指定した付替先取引参加者に通知するものとする。

(テイクアップ申出)

第21条 付替先取引参加者は、前条第2項の規定に基づく通知を受けた売買約定のギブアップ申出を引き受ける場合には、その旨の申出（以下「テイクアップ申出」という。）を当該売買約定が成立した計算区域のギブアップ制度実施細則に定める時限までに当社に対して行うものとする。

- 2 当社は、前項の規定に基づくテイクアップ申出を受けた場合には、その旨をギブアップ申出を行った付替元取引参加者に通知するものとする。
- 3 当社は、付替先取引参加者からテイクアップ申出がなされなかった場合には、付替先取引参加者がギブアップ申出に係る売買約定の引受けを拒否したものとみなし、ギブアップは成立しないものとする。

(ギブアップの取消し)

第22条 付替元取引参加者及び付替先取引参加者は、当社が認めた場合には、ギブアップ申出等（ギブアップ申出及びテイクアップ申出をいう。以下同じ。）の取消しの申出を行うことができる。

2 当社は、前項の規定に基づくギブアップ申出等の取消しの申出を受けた場合には、その旨を当該ギブアップ申出等の相手方の付替元取引参加者又は付替先取引参加者に通知するものとする。

(EFP取引による売買)

第23条 取引参加者は、EFP取引について当社に申し出て、その承認を受けたものについては、当該売買約定を成立させることができる。

2 EFP取引の申出方法及び承認等については、EFP取引実施細則において定める。

(EFP取引の申出対象取引期限等)

第24条 EFP取引の申出を行うことができる取引の期限は、第13条第1項又は第13条の2に規定する取引の期限とする。ただし、現物先物取引における当月限においては、当月限納会日から起算して4営業日前に当たる日以降の新規に売買約定を成立させる取引の申出及び納会日の前営業日以降の転売又は買戻しにより売買約定を決了させる取引の申出を除く。

(EFP取引の価格の制限)

第25条 EFP取引の申出価格については、当該申出日における当該取引の取引の期限に係る第33条第2項、第3項、第4項又は第5項に規定する制限値段の範囲内において、当事者間で合意した価格とする。

(EFP取引の停止)

第26条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、EFP取引の全部又は一部を停止することができる。

- (1) 当社がEFP取引の状況に異常があると認める場合、そのおそれがあると認める場合その他商品市場の状況を勘案しEFP取引を継続して行わせることが適当でないと認める場合
- (2) 当社が第7条の規定に基づき臨時に立会を停止した場合
- (3) 前二号に規定するもののほか当社が必要と認める場合

(ストップロス取引による売買)

第27条 損失限定取引契約は、委託者証拠金等（受託契約準則に規定する委託者証拠金及び

当該取引に必要なものとして受託取引参加者が定めた証拠金をいい、当該取引のためにあらかじめ差し入れたものに限る。以下同じ。)、ロスカット水準の値段（ロスカット注文を実行することとする計算上の損失の額又は割合に応じた値段をいう。以下同じ。）、ロスカット限度水準の値段（ロスカット注文を実行する場合に設定する最大の計算上の損失の額又は割合に応じた値段をいう。以下同じ。）その他の事項が、ストップロス取引実施細則に定める要件を満たさなければならない。

- 2 当社は、ストップロス取引実施細則において、前項に規定する委託者証拠金等、ロスカット水準の値段及びロスカット限度水準の値段について、委託者に生ずることとなる損失が委託者証拠金等を超えないように定めるものとする。
- 3 ストップロス取引の申出等は、次の各号に定めるとおり行うものとする。
 - (1) 申出を行う受託取引参加者は、ストップロス取引実施細則に定める書類を当社に提出しなければならない。
 - (2) ストップロス取引は、損失限定取引契約に定めるところにより、ロスカット注文が失効した時点をもって成立するものとし、その後は前号の規定に基づき申出を行った受託取引参加者は、当該申出の訂正又は取消しを行うことができない。
 - (3) 当社は、成立した申出について、遅滞なく当該申出を行った受託取引参加者に通知するものとする。
- 4 前項第3号を除く前各項の規定については、取次者と取次委託者との間において準用する。

（ストップロス取引による売買の期間等）

第28条 現物先物取引におけるストップロス取引による売買の期間は、各限月の新甫発会日から第33条第3項に規定する制限値段が適用される日の前営業日までとする。

- 2 受託取引参加者は前項で規定する期間の最終営業日において残存する当該取引に係る建玉について、特に委託者から指示のない場合は、同日の当該限月の帳入値段をもって、転売又は買戻しにより売買約定を結了するものとする。
- 3 限日現金決済先物取引におけるストップロス取引による売買の期間は、これを設けない。

（立会外取引）

第29条 立会外取引は、売付け又は買付けのいずれか一方の申出とこれと対当させるために行われた申出とが合致したことを当社が承認したときに成立するものとし、当社は、当該売買約定が成立した旨を遅滞なく当該申出を行った取引参加者に通知する。

- 2 前項の規定に基づく申出は、当月限納会日までに立会外取引実施細則の定めるところにより行うものとする。

(立会外取引の停止)

第30条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、立会外取引の全部又は一部を停止することができる。

- (1) 当社が立会外取引の状況に異常があると認める場合、そのおそれがあると認める場合その他商品市場の状況を勘案し立会外取引を継続して行わせることが適当でないと認める場合
- (2) 当社が第7条の規定に基づき臨時に立会を停止した場合
- (3) 前二号のほか、当社が必要と認める場合

(特別売買)

第31条 受託取引参加者及び遠隔地仲介取引参加者は、当社の商品市場における立会において次の各号のいずれかに該当するときは、同一約定値段において、同一の取引の期限かつ同一数量につき、当社が指定するところにより立会中又は立会終了後に当社に申し出てその承認を受けた場合に限り、自己が売方及び買方となって売買約定を成立させることができる。

- (1) 売買注文入力装置の故障等により執行することができない委託又は依頼による売買注文を、委託若しくは依頼による売買注文同士又は委託若しくは依頼による売買注文と自己の計算による売買注文とを対当させて、委託者又は海外顧客から売買注文を受けた直後の値段により売買約定を成立させるとき。
- (2) 前号に規定するもののほか、当社が特に必要と認めるとき。
- 2 取引参加者は、当月限納会日の立会終了時において、当月限の建玉が、受渡単位を取引単位で除した値の整数倍にならなかったときは、当社に申し出てその承認を受けたものに限り、クリアリング機構が定める当月限の最終帳入値段をもって、売買約定を成立させることができる。
- 3 前項の場合において、当該取引参加者のみで売買約定が成立しないと当社が認めたときは、当該取引参加者及び他の取引参加者は、当社に申し出てその承認を受けたものに限り、クリアリング機構が定める当月限の最終帳入値段をもって、売買約定を成立させることができる。
- 4 前三項の申出は、当該計算区域の属する日の午後4時40分までに行わなければならない。ただし、売買注文入力装置の故障等やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(当月限納会日における売買約定成立の特例)

第32条 取引参加者は、建玉について、現物先物取引の当月限納会日までに、商品市場の状況その他やむを得ない理由により転売又は買戻しにより決済することができず受渡しを行うこととなり、かつ、当該受渡しの履行ができない場合、当該日の立会終了後に他の取引参加者との間で約定値段について合意したときは、当社に申し出てその承認を受けた

ものに限り、当該約定値段をもって売買約定を成立させることができる。この場合において、取引参加者は当該申出を当月限納会日の午後4時40分までに行わなければならない。

(値幅の制限)

第33条 売買約定は、制限値段の範囲内で行うものとする。

- 2 前項の制限値段は、現物先物取引にあっては当該制限値段が適用される計算区域の直前の計算区域（以下「直前の計算区域」という。）における第40条第1項に規定する帳入値段、実物取引にあっては前営業日における最終約定値段及び限日現金決済先物取引にあっては直前の計算区域における第160条第1項に規定する理論現物価格を基準値段とし、現物先物取引、実物取引及び限日現金決済先物取引（うち金及び白金に限る。）にあっては当該基準値段の100分の15の範囲内で第3条第1項に規定する各市場管理細則において定める制限値段額（以下この条において「制限値段額」という。）を加減した値段、限日現金決済先物取引（うち銀に限る。）にあっては当該基準値段の100分の45の範囲内で制限値段額を加減した値段とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、大豆及び小豆にあっては当月限納会日の属する月の15日以降、とうもろこし及び粗糖にあっては当月限納会日の属する月の1日以降の当月限の売買約定における制限値段は、直前の計算区域における第40条第1項に規定する帳入値段を基準値段とし、同値段の100分の30の範囲内で制限値段額を加減した値段とする。
- 4 現物先物取引の新甫に係る発会日当日の制限値段は、直前の計算区域における直前限月の帳入値段を基準値段とし、第2項の規定に準じてこれを定める。
- 5 当社は、前三項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、制限値段算定の基準となる値段又は制限値段額を定めることができる。

(取引参加者の建玉数量等の制限)

第34条 当社は、必要があると認めるときは、全部又は一部の取引の期限につき、取引参加者に対し次の各号に掲げる制限を設けることができる。

- (1) 売買注文数量その他の売買注文に関する事項の制限
 - (2) 取引数量その他の取引に関する事項の制限
 - (3) 売建玉と買建玉との差引き数量、総建玉数量の最高限度その他の建玉数量に関する事項の制限
 - (4) 次項第1号に規定する委託者から取引の委託を受けること又は次項第4号に規定する海外顧客から取引の依頼を受けることの制限
- 2 当社は、必要があると認めるときは、全部又は一部の取引の期限につき、次の各号に掲げる者（以下「委託者等」という。）に対し、前項第1号から第3号までに掲げる制限を設けることができる。
- (1) 委託者

- (2) 取次委託者
 - (3) 外国商品市場において取引の委託を受けることについて、当該外国において商品先物取引法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）第190条第1項の規定に基づく許可に相当する当該外国の法令の規定に基づく同種の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。）を受けている者又はこれに準ずる外国の者（以下「外国商品先物取引業者」という。）に取引の依頼をする者
 - (4) 遠隔地仲介取引参加者に取引の依頼をする者（非居住者に限る。以下「海外顧客」という。）
- 3 当社は、第1項の規定に基づく建玉の制限を超え、若しくは超えることとなった取引を行った取引参加者に対し、当該取引参加者の該当する建玉の処分を行わせ、又は前項の規定に基づく建玉の制限を超え、若しくは超えることとなった取引を受託した受託取引参加者に対し、当該取引の委託者等の該当する建玉の処分を行わせることができる。
 - 4 当社は、取次者又は取次委託者の建玉が第2項に規定する建玉の制限を超えることとなった場合は、受託取引参加者にその旨を通知するとともに、当該取次者に対し、当該建玉の制限を超える建玉の処分を指示するものとする。
 - 5 当社は、遠隔地仲介取引参加者又は海外顧客の建玉が第2項に規定する建玉の制限を超えることとなった場合は、受託取引参加者にその旨を通知するとともに、当該取次者に対し、当該建玉の制限を超える建玉の処分を指示するものとする。

（取引参加者の取引の制限等）

- 第35条 当社は、法第116条各号に掲げる行為その他公正な価格形成若しくは取引の決済を妨げる又は妨げるおそれがある行為が行われたと認めたときは、当該行為を行った取引参加者に対し、取引を制限し、若しくは該当する建玉の処分を行わせ、当該行為に係る取引を受託した受託取引参加者に対し、当該行為に係る取引の委託者からの取引の受託を制限し、若しくは該当する建玉の処分を行わせ、又は当該行為に係る取引の依頼を受けた遠隔地仲介取引参加者に対し、当該行為に係る取引の海外顧客からの取引の依頼を受けることを制限し、若しくは該当する建玉の処分を行わせることができる。
- 2 当社は、不公正な取引が行われている疑いがあると認めたときは、取引参加者に対し説明を求め、又は資料の提出を求めることができ、特に必要と認めたときは、委託者等に対し説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。
 - 3 当社は、前項の規定に基づき説明を求め、又は資料の提出を求めた場合において、委託者等がこれを拒んだときは、当該委託者等から取引を受託している受託取引参加者又は取引の依頼を受ける遠隔地仲介取引参加者に対し、当該委託者等からの新規取引の受託又は新たな取引の依頼を受けることを制限し、又は当該委託者等に係る建玉の処分を行わせることができる。
 - 4 当社は、取次者から当社が定めるところにより建玉報告を徴収することとなった場合

において、当該取次者が、報告をせず、又は、虚偽の報告を行ったと認めるときは、当該取次者から取引を受託している受託取引参加者に対し、当該取次者との取引の全部又は一部を制限させることができる。

(売買建玉の解け合い)

第36条 経済事情の激変、天災地変又は政府若しくは当社の指示する値段の制限により当社における取引の決済を行うことができないと認められるときは、当社は、売買建玉の一部又は全部の解け合いを行わせることができる。

2 前項に規定する場合のほか、やむを得ない事情により当社における取引の決済を行うことができないと認められるときは、当社は、株主総会の決議を経て売買建玉の一部又は全部の解け合いを行わせることができる。

第2節 指数先物取引

(取引の締結方法)

第36条の2 取引の締結の方法は、システム売買を原則とするザラバ取引によるものとし、取引参加者はシステム売買実施細則において定める事項を売買注文入力装置に入力して取引を行わなければならない。

2 ザラバ取引は、売注文の競合、買注文の競合及び売注文と買注文の争合により、最も低い数値の売注文と最も高い数値の買注文とが合致するとき、その数値を約定数値とし、売買注文の順位に従って、対当する売買注文の間に取引を成立させるものとする。

3 前項に規定する売買注文の順位は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 低い数値の売注文は、高い数値の売注文に優先し、高い数値の買注文は、低い数値の買注文に優先する。

(2) 同一数値の売買注文は、中央処理装置に登録された時間の先後により、先に登録された売買注文が、後に登録された売買注文に優先する。

4 売買注文入力装置の故障等やむを得ない事情により取引の代理を他の取引参加者に依頼しようとする取引参加者は、あらかじめ、当社の承認を受けなければならない。

5 前項の規定に基づき取引の代理を行った取引参加者から当社に対して、代理した取引につき、取引の代理を依頼した取引参加者に付け替える旨の申出があった場合においては、当該取引の代理を依頼した取引参加者の約定が成立したものとみなす。この場合の申出は当日の午後4時40分までに行うものとする。ただし、売買注文入力装置の故障等やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

6 前項の規定により、付替の申出を行った取引参加者の名において成立した約定は、当該申出によって消滅し、消滅した約定と同一内容の約定が、付替先の取引参加者の名において成立した約定として、新たに発生するものとする。

(売買注文の状況の配信)

第36条の3 当社は、システム売買実施細則の定めるところにより、売買注文の状況を取引参加者に配信し、周知するものとする。

(取引の確認)

第36条の4 当社は、約定が成立したときは、直ちにその旨を取引参加者に通知するものとする。

2 取引参加者は、前項の規定に基づく約定成立の通知を受けたときは、直ちにその内容を確認するものとする。

3 個別競争取引に加わった他の取引参加者が前項に規定する確認を行わなかったために損害を受けた取引参加者は、遅滞なく、その旨を当社に届け出て、当該他の取引参加者に賠償を請求することができる。

(委託区分の訂正)

第36条の5 取引参加者は、第36条の2第2項及び第5項並びに次条の規定に基づき成立した約定の全部又は一部について、システム売買実施細則の定めるところにより、委託区分の訂正を当社に対して申し出ることができる。

(ギブアップ)

第36条の6 ギブアップにおいて、約定を成立させた取引参加者（以下この条から第36条の9までにおいて「付替元取引参加者」という。）の名において成立した約定は、第36条の8に規定するテイクアップ申出を受けたことを条件として消滅し、消滅した約定と同一内容の約定が、他の取引参加者（以下この条から第36条の9までにおいて「付替先取引参加者」という。）の名において成立した約定として、新たに発生するものとする。

2 ギブアップを行おうとする取引参加者は、ギブアップ制度実施細則に定めるところにより付替元取引参加者と付替先取引参加者との間でギブアップ契約を締結するものとし、あらかじめ当社の承認を受けなければならない。

(ギブアップ申出)

第36条の7 付替元取引参加者は、ギブアップの対象となる約定について、その内容及び付替先取引参加者を指定し、当社に対して申出を行うことができる。当該ギブアップ申出は、当該約定が成立した計算区域のギブアップ制度実施細則に定める時限までに行うものとする。

2 当社は、ギブアップ申出を受けた場合には、その内容を付替元取引参加者が指定した付替先取引参加者に通知するものとする。

(テイクアップ申出)

第36条の8 付替先取引参加者は、前条第2項の規定に基づく通知を受けた約定のギブアップ申出を引き受ける場合には、その旨の申出を当該約定が成立した計算区域のギブアップ制度実施細則に定める時限までに当社に対して行うものとする。

2 当社は、前項の規定に基づくテイクアップ申出を受けた場合には、その旨をギブアップ申出を行った付替元取引参加者に通知するものとする。

3 当社は、付替先取引参加者からテイクアップ申出がなされなかった場合には、付替先取引参加者がギブアップ申出に係る約定の引受けを拒否したものとみなし、ギブアップは成立しないものとする。

(ギブアップの取消し)

第36条の9 付替元取引参加者及び付替先取引参加者は、当社が認めた場合には、ギブアップ申出等の取消しの申出を行うことができる。

2 当社は、前項の規定に基づくギブアップ申出等の取消しの申出を受けた場合には、その旨を当該ギブアップ申出等の相手方の付替元取引参加者又は付替先取引参加者に通知するものとする。

(EFP取引による売買)

第36条の10 取引参加者は、EFP取引について当社に申し出て、その承認を受けたものについては、当該約定を成立させることができる。

2 EFP取引の申出方法及び承認等については、EFP取引実施細則において定める。

(EFP取引の申出対象取引期限等)

第36条の11 EFP取引の申出を行うことができる取引の期限は、第14条の5に規定する取引の期限とする。ただし、当月限取引最終日における取引の申出はできない。

(EFP取引の数値の制限)

第36条の12 EFP取引の申出数値については、当該申出日における当該取引の取引の期限に係る第36条の19第2項、第3項、第4項又は第5項に規定する制限数値の範囲内において、当事者間で合意した数値とする。

(EFP取引の停止)

第36条の13 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、EFP取引の全部又は一部を停止することができる。

(1) 当社がEFP取引の状況に異常があると認める場合、そのおそれがあると認める場合そ

の他商品市場の状況を勘案しEFP取引を継続して行わせることが適当でないとする場合

- (2) 当社が第7条の規定に基づき臨時に立会を停止した場合
- (3) 前二号に規定するもののほか、当社が必要とする場合

(ストップロス取引)

第36条の14 損失限定取引契約は、委託者証拠金等（受託契約準則に規定する委託者証拠金及び当該取引に必要なものとして受託取引参加者が定めた証拠金をいい、当該取引のためにあらかじめ差し入れたものに限る。以下同じ。）、ロスカット水準の数値（ロスカット注文を実行することとする計算上の損失の額又は割合に応じた数値をいう。以下同じ。）、ロスカット限度水準の数値（ロスカット注文を実行する場合に設定する最大の計算上の損失の額又は割合に応じた数値をいう。以下同じ。）その他の事項が、ストップロス取引実施細則に定める要件を満たさなければならない。

- 2 当社は、ストップロス取引実施細則において、前項に規定する委託者証拠金等、ロスカット水準の数値及びロスカット限度水準の数値について、委託者に生ずることとなる損失が委託者証拠金等を超えないように定めるものとする。
- 3 ストップロス取引の申出等は、次の各号に定めるとおり行うものとする。
 - (1) 申出を行う受託取引参加者は、ストップロス取引実施細則に定める書類を当社に提出しなければならない。
 - (2) ストップロス取引は、損失限定取引契約に定めるところにより、ロスカット注文が失効した時点をもって成立するものとし、その後は前号の規定に基づき申出を行った受託取引参加者は、当該申出の訂正又は取消しを行うことができない。
 - (3) 当社は、成立した申出について、遅滞なく当該申出を行った受託取引参加者に通知するものとする。
- 4 前項第3号を除く前各項の規定については、取次者と取次委託者との間において準用する。

(ストップロス取引の期間等)

第36条の15 指数先物取引におけるストップロス取引の期間は、各限月の新甫発会日から第36条の19第3項に規定する制限数値幅が適用される日の前営業日までとする。

- 2 受託取引参加者は前項で規定する期間の最終営業日において残存する当該取引に係る建玉について、特に委託者から指示のない場合は、同日の当該限月の帳入数値をもって、転売又は買戻しにより約定を結了するものとする。

(立会外取引)

第36条の16 立会外取引は、売付け又は買付けのいずれか一方の申出とこれと対当させる

ために行われた申出とが合致したことを当社が承認したときに成立するものとし、当社は、当該約定が成立した旨を遅滞なく当該申出を行った取引参加者に通知する。

- 2 前項の規定に基づく申出は、当月限取引最終日までに立会外取引実施細則の定めるところにより行うものとする。

(立会外取引の停止)

第36条の17 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、立会外取引の全部又は一部を停止することができる。

- (1) 当社が立会外取引の状況に異常があると認める場合、そのおそれがあると認める場合その他商品市場の状況を勘案し、立会外取引を継続して行わせることが適当でないと認める場合
- (2) 当社が第7条の規定に基づき臨時に立会を停止した場合
- (3) 前二号のほか、当社が必要と認める場合

(特別売買)

第36条の18 受託取引参加者及び遠隔地仲介取引参加者は、当社の商品市場における立会において次の各号のいずれかに該当するときは、同一約定数値において、同一の取引の期限かつ同一数量につき、当社が指定するところにより立会中又は立会終了後に当社に申し出てその承認を受けた場合に限り、自己が売方及び買方となって約定を成立させることができる。この場合において、当該申出は、当月限に関し当月限取引最終日の前営業日以降は行うことができない。

- (1) 売買注文入力装置の故障等により執行することができない委託又は依頼による売買注文を、委託若しくは依頼による売買注文同士又は委託若しくは依頼による売買注文と自己の計算による売買注文とを対当させて、委託者又は海外顧客から売買注文を受けた直後の数値により約定を成立させるとき。
 - (2) 前号に規定するもののほか、当社が特に必要と認めるとき。
- 2 前項の申出は、当該計算区域の属する日の午後4時40までに行わなければならない。ただし、売買注文入力装置の故障等やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(数値幅の制限)

第36条の19 約定は、制限数値の範囲内で行うものとする。

- 2 前項の制限数値は、当該制限数値が適用される計算区域の直前の計算区域（以下単に「直前の計算区域」という。）における第46条の3第1項に規定する帳入数値を基準数値とし、当該基準数値の100分の15の範囲内で第3条第1項に規定する指数市場管理細則において定める制限数値幅を加減した数値とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、当月限取引最終日の属する月の前月1日以降の一番限（取引

対象限月のうち直近の限月をいう。)の約定における制限数値は、直前の計算区域における第46条の3第1項に規定する帳入数値を基準数値とし、当該数値の100分の30の範囲内で第3条第1項に規定する指数市場管理細則において定める制限数値幅を加減した数値とする。

- 4 新甫に係る発会日当日の制限数値は、直前の計算区域における直前限月の帳入数値を基準数値とし、第2項の規定に準じてこれを定める。
- 5 当社は、前三項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、制限数値幅の算定の基準となる数値又は制限数値幅を定めることができる。

(取引参加者の建玉数量等の制限)

第36条の20 当社は、必要があると認めるときは、全部又は一部の取引の期限につき、取引参加者に対し次の各号に掲げる制限を設けることができる。

- (1) 売買注文数量その他の売買注文に関する事項の制限
 - (2) 取引数量その他の取引に関する事項の制限
 - (3) 売建玉と買建玉との差引き数量、総建玉数量の最高限度その他の建玉数量に関する事項の制限
 - (4) 委託者から取引の委託を受けること又は海外顧客から取引の依頼を受けることの制限
- 2 当社は、必要があると認めるときは、全部又は一部の取引の期限につき、委託者等に対し、前項第1号から第3号までに掲げる制限を設けることができる。
 - 3 当社は、第1項の規定に基づく建玉の制限を超え、若しくは超えることとなった取引を行った取引参加者に対し、当該取引参加者の該当する建玉の処分を行わせ、又は前項の規定に基づく建玉の制限を超え、若しくは超えることとなった取引を受託した受託取引参加者に対し、当該取引の委託者等の該当する建玉の処分を行わせることができる。
 - 4 当社は、取次者又は取次委託者の建玉が第2項に規定する建玉の制限を超えることとなった場合は、受託取引参加者にその旨を通知するとともに、当該取次者に対し、当該建玉の制限を超える建玉の処分を指示するものとする。
 - 5 当社は、遠隔地仲介取引参加者又は海外顧客の建玉が第2項に規定する建玉の制限を超えることとなった場合は、受託取引参加者にその旨を通知するとともに、当該取次者に対し、当該建玉の制限を超える建玉の処分を指示するものとする。

(取引参加者の取引の制限等)

第36条の21 当社は、法第116条各号に掲げる行為その他公正な数値形成若しくは取引の決済を妨げる又は妨げるおそれがある行為が行われたと認めたときは、当該行為を行った取引参加者に対し、取引を制限し、若しくは該当する建玉の処分を行わせ、当該行為に係る取引を受託した受託取引参加者に対し、当該行為に係る取引の委託者からの取引の受

託を制限し、若しくは該当する建玉の処分を行わせ、又は当該行為に係る取引の依頼を受けた遠隔地仲介取引参加者に対し、当該行為に係る取引の海外顧客からの取引の依頼を受けることを制限し、若しくは該当する建玉の処分を行わせることができる。

- 2 当社は、不公正な取引が行われている疑いがあると認めたときは、取引参加者に対し説明を求め、又は資料の提出を求めることができ、特に必要と認めたときは、委託者等に対し説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 当社は、前項の規定に基づき説明を求め、又は資料の提出を求めた場合において、委託者等がこれを拒んだときは、当該委託者等から取引を受託している受託取引参加者又は取引の依頼を受ける遠隔地仲介取引参加者に対し、当該委託者等からの新規取引の受託又は新たな取引の依頼を受けることを制限し、又は当該委託者等に係る建玉の処分を行わせることができる。
- 4 当社は、取次者から当社が定めるところにより建玉報告を徴収することとなった場合において、当該取次者が、報告をせず、又は、虚偽の報告を行ったと認めるときは、当該取次者から取引を受託している受託取引参加者に対し、当該取次者との取引の全部又は一部を制限させることができる。

(売買建玉の解け合い)

第36条の22 経済事情の激変、天災地変又は政府若しくは当社の指示する数値の制限により当社における取引の決済を行うことができないと認められるときは、当社は、売買建玉の一部又は全部の解け合いを行わせることができる。

- 2 前項に規定する場合のほか、やむを得ない事情により当社における取引の決済を行うことができないと認められるときは、当社は、株主総会の決議を経て売買建玉の一部又は全部の解け合いを行わせることができる。

第5章 取引の決済

(商品市場における取引の決済)

第37条 当社は、当社の商品市場において成立した取引に関する商品取引債務引受業を行わせる商品取引清算機関として、クリアリング機構を指定する。

- 2 当社の商品市場において成立した取引の決済は、業務方法書の定めるところにより、清算参加者とクリアリング機構との間で行う。
- 3 非清算参加者の取引の決済に関する事項は、第134条に規定するところにより非清算参加者と当該非清算参加者の指定清算参加者との間で行う。

第6章 先物取引の売買玉の整理の方法

第1節 現物先物取引及び限日現金決済先物取引

(売買玉の整理の方法)

第38条 売買玉の整理の方法は、次条から第46条までに規定するところにより、現物先物取引における標準品又は限日現金決済先物取引における取引の対象、取引の種類及び取引の期限を同一とするものごとにこれを行う。

第39条 削除

(帳入値段、約定差金及び帳入差金)

第40条 毎計算区域の帳入値段は、クリアリング機構が定める値段とする。

- 2 毎計算区域の帳入値段（限日現金決済先物取引においては、第160条第1項に規定する理論現物価格とする。以下この項において同じ。）とその計算区域内における各約定値段との差額に取引単位の倍率（現物先物取引における標準品又は限日現金決済先物取引における取引の対象の別に、取引単位を呼値で除した値をいう。以下同じ。）を乗じて得た額を約定差金といい、一の計算区域の帳入値段とその直前の計算区域の帳入値段との差額に取引単位の倍率を乗じて得た額を帳入差金という。

(売買玉明細の届出)

第41条 取引参加者は、毎計算区域の売付玉又は買付玉について、新規、仕切の別にその数量を清算システムへ入力することにより、当社が定める日時までに当社に届け出なければならない。ただし、清算システムの稼働に支障が生じた場合の届出は、売買玉明細書の提出によるものとする。

- 2 当社は、前項の規定により新規玉として届け出られた売付玉又は買付玉は、それぞれ売建玉又は買建玉とし、仕切玉として届け出られた売付玉又は買付玉は、既存の反対建玉に該当して仕切るものとする。
- 3 受託取引参加者は、第1項の売買玉明細を届け出るときは、委託者の計算をもってする建玉と自己の計算をもってする建玉の数量を区分して届け出なければならない。この場合において、委託者の計算をもってする建玉については、委託者たる取引参加者の建玉とその他の者の建玉を区分して届け出るものとする。

(総取引高等の公表)

第42条 当社は、毎営業日の上場商品の種類別及び取引の期限別の総取引高並びに取引の成立した対価の額について、その日のうちに取引参加者に通知する。

- 2 前項の場合において、当社は、当該上場商品の種類別及び取引の期限別の最初、最高、最低及び最終に成立した単位数量当たりの対価の額を表示する相場表について、その日

のうちに取引参加者に通知する。

(取引の決済額の通知)

第43条 当社は、各計算区域の取引終了後、第41条に規定する取引参加者ごとの売買玉明細の届出に基づき、第40条第2項に規定する約定差金及び帳入差金の益勘定又は損勘定の額を商品市場ごと及び取引参加者ごとに算出し、当該算出額を当該取引参加者及びクリアリング機構に通知するものとする。ただし、受託取引参加者については、委託の計算をもってする建玉に係るものと自己の計算をもってする建玉に係るものとに区分した額とする。

2 その他クリアリング機構に通知が必要と当社が認めるものについては、速やかに通知するものとする。

(非清算参加者のポジション申告)

第44条 受託取引参加者（遠隔地仲介取引参加者を含む。以下次条、第46条の7及び第49条の2において同じ。）たる非清算参加者は、計算区域ごとに、その指定清算参加者に対し、取引の期限を同一とする取引について、業務方法書に規定するオムニバス口座ごとに、当該銘柄に係る各委託者（委託者が取次者である場合は、取次委託者をいう。）（海外顧客を含む。以下この条、次条、第46条の7及び第46条の8において同じ。）及び委託者を任意に細分化した場合における当該細分化した単位の売建玉及び買建玉に係る情報を、当該指定清算参加者が指定する時限までに申告するものとする。ただし、指定清算参加者が計算区域ごとに当該申告に係る内容を把握できる場合は、この限りでない。

(委託者の取引に関する事項の報告義務)

第45条 受託取引参加者たる非清算参加者は、前条の申告に関し、指定清算参加者からクリアリング機構への報告のため、当該非清算参加者の委託者（委託者が取次者である場合は、取次委託者を含む。以下この条及び第46条の8において同じ。）の委託に基づく建玉の数量その他委託者の取引に関する事項のうちクリアリング機構が必要と認める事項について指定清算参加者から報告を求められたときは、直ちに当該事項を記載した書面を当該指定清算参加者に提出しなければならない。

(約定差金及び帳入差金の授受)

第46条 非清算参加者は、約定差金及び帳入差金について、指定清算参加者との間で授受する。この場合において、金銭を支払う非清算参加者は、業務方法書に定める決済時限までの指定清算参加者が指定する日時までに、当該指定清算参加者に交付しなければならない。

第2節 指数先物取引

(売買玉の整理の方法)

第46条の2 売買玉の整理の方法は、次条から第46条の9までに規定するところにより、上場商品指数及び取引の期限を同一とするものごとにこれを行う。

(帳入数値、約定差金及び帳入差金)

第46条の3 毎計算区域の帳入数値は、クリアリング機構が定める数値とする。

- 2 毎計算区域の帳入数値とその計算区域内における各約定数値との差に取引単位の倍率(第14条の6に規定する取引単位として約定数値に乗じる値をいう。以下同じ。)を乗じて得た額を約定差金といい、一の計算区域の帳入数値とその直前の計算区域の帳入数値との差に取引単位の倍率を乗じて得た額を帳入差金という。

(売買玉明細の届出)

第46条の4 取引参加者は、毎計算区域の売付玉又は買付玉について、新規、仕切の別にその数量を清算システムへ入力することにより、当社が定める日時までに当社に届け出なければならない。ただし、清算システムの稼働に支障が生じた場合の届出は、売買玉明細書の提出によるものとする。

- 2 当社は、前項の規定により新規玉として届け出られた売付玉又は買付玉は、それぞれ売建玉又は買建玉とし、仕切玉として届け出られた売付玉又は買付玉は、既存の反対建玉に対当して仕切るものとする。
- 3 受託取引参加者は、第1項の売買玉明細を届け出るときは、委託者の計算をもってする建玉と自己の計算をもってする建玉の数量を区分して届け出なければならない。この場合において、委託者の計算をもってする建玉については、委託者たる取引参加者の建玉とその他の者の建玉を区分して届け出るものとする。

(総取引高等の公表)

第46条の5 当社は、毎営業日の上場商品指数の種類別及び取引の期限別の総取引高並びに取引の成立した約定数値について、その日のうちに取引参加者に通知する。

- 2 前項の場合において、当社は、当該上場商品指数の種類別及び取引の期限別の最初、最高、最低及び最終に成立した約定数値を表示する相場表について、その日のうちに取引参加者に通知する。

(取引の決済額の通知)

第46条の6 当社は、各計算区域の取引終了後、第46条の4に規定する取引参加者ごとの売買玉明細の届出に基づき、第46条の3第2項に規定する約定差金及び帳入差金の益勘

定又は損勘定の額を商品市場ごと及び取引参加者ごとに算出し、当該算出額を当該取引参加者及びクリアリング機構に通知するものとする。ただし、受託取引参加者については、委託の計算をもってする建玉に係るものと自己の計算をもってする建玉に係るものとに区分した額とする。

- 2 その他クリアリング機構に通知が必要と当社が認めるものについては、速やかに通知するものとする。

(非清算参加者のポジション申告)

第46条の7 受託取引参加者たる非清算参加者は、計算区域ごとに、その指定清算参加者に対し、取引の期限を同一とする取引について、業務方法書に規定するオムニバス口座ごとに、当該銘柄に係る各委託者及び委託者を任意に細分化した場合における当該細分化した単位の売建玉及び買建玉に係る情報を、当該指定清算参加者が指定する時限までに申告するものとする。ただし、指定清算参加者が計算区域ごとに当該申告に係る内容を把握できる場合は、この限りでない。

(委託者の取引に関する事項の報告義務)

第46条の8 受託取引参加者たる非清算参加者は、前条の申告に関し、指定清算参加者からクリアリング機構への報告のため、当該非清算参加者の委託者の委託に基づく建玉の数量その他委託者の取引に関する事項のうちクリアリング機構が必要と認める事項について指定清算参加者から報告を求められたときは、直ちに当該事項を記載した書面を当該指定清算参加者に提出しなければならない。

(約定差金及び帳入差金の授受)

第46条の9 非清算参加者は、約定差金及び帳入差金について、指定清算参加者との間で授受する。この場合において、金銭を支払う非清算参加者は、業務方法書に定める決済時限までの指定清算参加者が指定する日時までに、当該指定清算参加者に交付しなければならない。

第7章 現物先物取引における受渡し

第1節 総則

(受渡しによる決済)

第47条 現物先物取引における受渡しによる決済は、この章に規定するもののほか、各標準品に係る受渡し細則及び業務方法書の定めるところにより、清算参加者がクリアリング機構との間で行うものとする。

- 2 前項の規定に基づき受渡しによる決済を行うこととなった受渡玉について、受渡しの当事者たる非清算参加者が受渡しを履行しない場合、クリアリング機構が当該非清算参加者の指定清算参加者に指示した事項等について、当該非清算参加者は従うものとする。
- 3 前項において、受渡しの当事者たる非清算参加者が、やむを得ない理由がないにもかかわらず、故意に受渡しを履行しない場合、当社は第137条の規定に基づき当該非清算参加者に対し制裁を加えるものとする。

(受渡品の倉荷証券等)

第48条 農産物市場のうち大豆及び小豆における受渡しは、当社が指定する倉庫（以下「指定倉庫」という。）が発行した倉荷証券（以下「指定倉荷証券」という。）をもって行わなければならない。

- 2 農産物市場のうちとうもろこし及び砂糖市場の粗糖における受渡しは、渡方又は渡方の指示を受けた船会社等が作成した船荷証券、本船荷渡指図書、その他のクリアリング機構及び当社が定める受渡書類をもって行わなければならない。

(委託者の指定倉荷証券等の保管)

第49条 委託者が、前条各項に規定する受渡しのための指定倉荷証券等を当社の受渡しに提供しようとするときは、当該委託者の代理人である受託取引参加者は、これを受渡しの時まで保管しなければならない。

(受託取引参加者たる非清算参加者の委託分の受渡代金等の差し入れ)

第49条の2 受託取引参加者たる非清算参加者は、委託者（以下この条において海外顧客を含む。）が受渡しの決済のための金銭又は有価証券その他の物（以下この条において「受渡代金等」という。）を差し入れた場合にあっては、当該受渡代金等を、当該委託者の代理人として、クリアリング機構が定める決済時限までの指定清算参加者が指定する日時までに、当該指定清算参加者に差し入れるものとする。

第2節 大豆

(適格請求書保存方式への対応)

第49条の3 渡方（委託者の計算による取引である場合は、当該委託者。以下この節、次節及び第5節において同じ。）として大豆の受渡しを行うことができる場合は、適格請求書発行事業者（消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第7号の2に規定する適格請求書発行事業者をいう。以下同じ。）が当該受渡しを事業として行う場合に限るものとする。

- 2 渡方である取引参加者は、登録番号（消費税法第57条の2第4項に規定する登録番号を

いう。以下同じ。) (委託者の計算による取引である場合は、当該委託者の氏名、名称又は商号及び登録番号とする。第54条の2第2項において同じ。) を、当月限納会日の午後4時40分まで(第52条に規定する早受渡しを行う場合は、当該早受渡しに係る申出のときまで。) に、当社に通知しなければならない。

- 3 渡方が、登録番号の通知後から受渡しが完了するまでに適格請求書発行事業者でなくなった場合は、渡方である取引参加者は、その旨を速やかに当社に申し出なければならない。この場合において、当社はその旨を直ちにクリアリング機構に通知する。
- 4 渡方が、適格請求書発行事業者でなくなった場合であって、第2項の登録番号の通知に対応する受渡し決済が未了であるときは、当該通知がされなかったものとみなす。
- 5 受方である取引参加者は、第53条の2第1項に規定する適格請求書の提供先となる者の氏名、名称又は商号を速やかに当社に通知しなければならない。

(受渡しの場所)

第50条 受渡しの場所は、大豆受渡し細則に規定する指定倉庫とする。ただし、実物取引については、当事者間において合意し、当社の承認を受けたときは、この限りでない。

(受渡日)

第51条 現物先物取引の受渡日は、次条に規定する早受渡しの場合を除いては、偶数月の最終営業日の前営業日とする。ただし、12月の受渡日は、12月24日(当日が休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)とする。

- 2 実物取引の受渡日は、受渡し約定日とする。

(早受渡し)

第52条 当月限の建玉を有する取引参加者が、その全部又は一部について、前条第1項に規定する受渡日前に受渡し(以下この節において「早受渡し」という。)を希望するときは、大豆受渡し細則の定めるところにより、これを行うことができる。

(受渡し値段及び受渡し代金並びに消費税)

第53条 現物先物取引の受渡し値段は、当月限の最終帳入値段とする。ただし、前条の規定による早受渡しにあっては、当該早受渡しに係る受渡日の前営業日における当月限の帳入値段とする。

- 2 現物先物取引の受渡し代金は、前項の受渡し値段に標準品との価格調整額を加減して得た額に受渡し単位数量を乗じて得た金額とする。
- 3 受渡しに賦課される消費税は、前項に規定する受渡し代金を課税標準として算出した金額(円未満の端数は、切り捨てる。)とする。

(適格請求書等の交付又は提供)

第53条の2 当社は、消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第70条の12第1項の規定に基づき、渡方に代わり、適格請求書(消費税法第57条の4第1項に規定する適格請求書をいう。以下同じ。)(渡方情報として当社の名称及び登録番号を、受方情報として第49条の3第5項の規定に基づき通知を受けた適格請求書の提供先となる者の氏名、名称又は商号を記載したものとする。第2項、第3項及び第5項において同じ。)を受渡決済後速やかに交付し又は提供する。

2 当社は、前項の規定に基づき受方に対し適格請求書を発行したときは、渡方に対し精算書(適格請求書から受方情報の記載を省略したものとする。以下この条において同じ。)を交付し又は提供する。

3 前二項の規定にかかわらず、第49条の3第2項又は第5項に規定する通知がなされなかった場合は、当社は、受方に対して適格請求書を、渡方に対して精算書を、それぞれ交付せず又は発行しない。

4 クリアリング機構が、堂島取引所の上場商品に係る受渡決済に関する取扱要領第8条第4項の規定に基づき受渡品に故障があると認めその値引金額の授受が行われたときは、当社は適格返還請求書(消費税法第57条の4第3項に規定する適格返還請求書をいう。以下同じ。)(渡方情報として当社の名称及び登録番号を、受方情報として第49条の3第5項の規定に基づき通知を受けた適格請求書の提供先となる者の氏名、名称又は商号を記載したものとする。次項において同じ。)を受方に、当該適格返還請求書から受方情報の記載を省略した精算書を渡方に、それぞれ交付し又は提供する。

5 当社は、適格請求書、適格返還請求書又は精算書の交付に代えて、これらの書類に記載すべき事項に係る電磁的記録(消費税法第30条第9項に規定する電磁的記録をいう。第58条の2第5項において同じ。)を提供することができる。

(指定倉荷証券の条件)

第54条 大豆の受渡しに係る指定倉荷証券は、種類、銘柄、生産国名、出港年月日及び等級が同一のものについて第14条の受渡単位ごとに1通とし、寄託当時の時価に相当する価格を保険金額とした火災保険をつけ、かつ、事故等の記載のないものでなければならない。

第3節 小豆

(適格請求書保存方式への対応)

第54条の2 渡方として小豆の受渡しを行うことができる場合は、適格請求書発行事業者が当該受渡しを事業として行う場合に限るものとする。

2 渡方である取引参加者は、登録番号を、当月限納会日の午後4時40分まで(第57条に規定する早受渡しを行う場合は、当該早受渡しに係る申出のときまで。)に、当社に通知し

なければならない。

- 3 渡方が、登録番号の通知後から受渡しが完了するまでに適格請求書発行事業者でなくなった場合は、渡方である取引参加者は、その旨を速やかに当社に申し出なければならない。この場合において、当社はその旨を直ちにクリアリング機構に通知する。
- 4 渡方が、適格請求書発行事業者でなくなった場合であって、第2項の登録番号の通知に対応する受渡決済が未了であるときは、当該通知がされなかったものとみなす。
- 5 受方である取引参加者は、第58条の2第1項に規定する適格請求書の提供先となる者の氏名、名称又は商号を、速やかに、当社に通知しなければならない。

(受渡しの場所)

第55条 受渡しの場所は、小豆受渡細則に規定する指定倉庫とする。ただし、実物取引については、当事者間において合意し、当社の承認を受けたときは、この限りでない。

(受渡日)

第56条 現物先物取引の受渡日は、次条に規定する早受渡しの場合を除いては、毎月の最終営業日の前営業日とする。ただし、12月の受渡日は、12月24日（当日が休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）とする。

- 2 実物取引の受渡日は、受渡約定日とする。

(早受渡し)

第57条 当月限の建玉を有する取引参加者が、その全部又は一部について、前条第1項に規定する受渡日前に受渡し（以下この節において「早受渡し」という。）を希望するときは、小豆受渡細則の定めるところにより、これを行うことができる。

(受渡値段及び受渡代金並びに消費税)

第58条 現物先物取引の受渡値段は、当月限の最終帳入値段とする。ただし、前条の規定による早受渡しにあっては、当該早受渡しに係る受渡日の前営業日における当月限の帳入値段とする。

- 2 現物先物取引の受渡代金は、前項の受渡値段に標準品との価格調整額を加減して得た額に受渡単位数量を乗じて得た金額とする。
- 3 受渡しに賦課される消費税は、前項に規定する受渡代金を課税標準として算出した金額（円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

(適格請求書等の交付又は提供)

第58条の2 当社は、消費税法施行令第70条の12第1項の規定に基づき、渡方に代わり、適格請求書（渡方情報として当社の名称及び登録番号を、受方情報として第54条の2第5

項の規定に基づき通知を受けた適格請求書の提供先となる者の氏名、名称又は商号を記載したものとする。第2項、第3項及び第5項において同じ。）を受渡決済後速やかに交付し又は提供する。

- 2 当社は、前項の規定に基づき受方に対し適格請求書を発行したときは、渡方に対し精算書（適格請求書から受方情報の記載を省略したものとする。以下この条において同じ。）を交付し又は提供する。
- 3 前二項の規定にかかわらず、第54条の2第2項又は第5項に規定する通知がなされなかった場合は、当社は、受方に対して適格請求書を、渡方に対して精算書を、それぞれ交付せず又は発行しない。
- 4 クリアリング機構が、堂島取引所の上場商品に係る受渡決済に関する取扱要領第20条第1号又は第3号の規定に基づき受渡品に故障があると認めその値引金額の授受が行われたとき又は同条第4号の規定に基づき受渡品の提供がなかったものとみなしたときは、当社は適格返還請求書（渡方情報として当社の名称及び登録番号を、受方情報として第54条の2第5項の規定に基づき通知を受けた適格請求書の提供先となる者の氏名、名称又は商号を記載したものとする。次項において同じ。）を受方に、当該適格返還請求書から受方情報の記載を省略した精算書を渡方に、それぞれ交付し又は提供する。
- 5 当社は、適格請求書、適格返還請求書又は精算書の交付に代えて、これらの書類に記載すべき事項に係る電磁的記録を提供することができる。

（指定倉荷証券の条件）

第59条 小豆の受渡しに係る指定倉荷証券は、種類、銘柄、産年及び等級が同一のものについて第14条の受渡単位ごとに1通とし、寄託当時の時価に相当する価格を保険金額とした火災保険をつけ、かつ、事故等の記載のないものでなければならない。

第4節 とうもろこし

（荷受渡港）

第60条 荷受渡しをすることができる港（以下この節において「荷受渡港」という。）は、とうもろこし受渡細則に定めるものとする。ただし、第62条に規定する早受渡しを行う場合又は受渡当事者双方がクリアリング機構の定めるところにより合意し同社に通知した場合は、受渡当事者双方が合意をした港で荷受渡しをすることができるものとする。

（受渡日）

第61条 受渡日は、次条に規定する早受渡しの場合を除いては、当月限の1日から末日までのうち、最初の荷受渡予定日の前営業日とする。ただし、本船事故その他のとうもろこし受渡細則に定める事由によるときは、この限りでない。

(早受渡し)

第62条 当月限の建玉を有する取引参加者が、その全部又は一部について、前条に規定する受渡期日到来前に受渡し（以下この節において「早受渡し」という。）を希望するときは、とうもろこし受渡細則の定めるところによりこれを行うことができる。

(受渡値段及び受渡代金)

第63条 受渡値段は、当月限納会日における当月限の帳入値段とする。ただし、前条の規定による早受渡しにあっては、当該早受渡しの応諾申出日における当月限の帳入値段とする。

2 受渡代金は、前項の受渡値段に標準品との価格調整額を加減して得た額に受渡単位数量を乗じて得た金額とする。

第64条 削除

第5節 削除

第64条の2から第68条の2まで 削除

第6節 粗糖

(荷受渡港)

第69条 荷受渡しをすることができる港（以下この節において「荷受渡港」という。）は、粗糖受渡細則に定めるものとする。ただし、実物取引については、当事者間において合意し、当社の承認を受けたときは、この限りでない。

(荷受渡し)

第70条 前条に規定する港のうち、1人の受方の荷受けしようとする数量（以下「受数量」という。）又は2人以上の受方の受数量の合計が当社の別に定める数量（以下「一定数量」という。）以上である港（埠頭を含む。以下この条において同じ。）にあっては、当該受方は、当該港を荷受渡港として指定し、荷受渡しをすることができるものとする。

2 前項に規定する条件を満たさないとき又は満たす場合であっても受方が荷受渡港の指定をしないときは、次の各号のいずれかにより荷受渡しを行うものとする。

(1) 受方及び渡方双方の合意があるときは、当該合意した港で、荷受渡しを行うものとする。

- (2) 前号の合意が得られないときは、泉佐野港、堺港、大阪港又は神戸港のいずれかの港のうち、受方が指定する1つの港（受方が2人以上の場合で受方間で荷受渡港の指定の協議が整わないときは、当社の裁定により指定する1つの港とする。）で、荷受渡しを行うものとする。ただし、渡方が当社の別に定める諸掛等の金額を受方に支払うときは、渡方の指定する泉佐野港、堺港、大阪港又は神戸港のいずれかの港で、荷受渡しを行うものとする。

（受渡日）

第71条 受渡日は、次条に規定する早受渡しの場合を除いては、当該最初の荷受渡予定日の前営業日とする。

- 2 前項の受渡日は、毎偶数月15日（当日が休業日に当たるときは、順次これを繰り上げる。）から翌月末日までの間とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項に規定する期間を経過した後においても受渡しできるものとする。
- (1) 積来本船が、前項の期間内に産地から日本の各港の一に入港した場合。
- (2) 積来本船が、前項の期間内に産地から日本の各港の一に入港予定であって本船事故その他の粗糖受渡細則に定める事由により遅延した場合。

（早受渡し）

第72条 当月限の建玉を有する取引参加者が、その全部又は一部について、前条に規定する受渡期日到来前における受渡し（以下この節において「早受渡し」という。）を希望するときは、粗糖受渡細則の定めるところによりこれを行うことができる。

（受渡値段及び受渡代金）

第73条 受渡値段は、当月限納会日における当月限の帳入値段とする。ただし、前条の規定による早受渡しにあっては、当該早受渡しの応諾申出日における当月限の帳入値段とする。

- 2 受渡代金は、前項の受渡値段に受渡単位数量を乗じて得た金額とする。

第74条 削除

第8章 取引証拠金

（取引証拠金）

第75条 取引証拠金は、清算参加者がクリアリング機構に対して支払い、又は引き渡すべき当社の商品市場における取引に係る債務及び非清算参加者が指定清算参加者に対して負

担する当社の商品市場における取引に係る債務の履行を確保するためのものとして、クリアリング機構に預託されるものとする。

2 当社の商品市場における取引について預託しなければならない取引証拠金は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 取引証拠金所要額は、当社の商品市場における建玉について、証拠金規則の定めるところにより、クリアリング機構に預託されるものをいう。

(2) 取引受渡証拠金は、当社の商品市場において、受渡しにより決済を行う場合の受渡玉について、証拠金規則の定めるところにより、クリアリング機構に預託されるものをいう。

(通貨の種類)

第76条 取引証拠金、委託証拠金及び取次証拠金については、証拠金規則において定める通貨に限り差入れ又は預託することができる。

2 非清算参加者による外国通貨の差入れ又は預託の取扱いについては、あらかじめ指定清算参加者の同意を得るものとする。

(充用有価証券等)

第77条 取引証拠金、委託証拠金及び取次証拠金の充用有価証券及び倉荷証券（以下「充用有価証券等」という。）に関する事項は、証拠金規則において定めるところによる。

2 前項の規定のほか、非清算参加者による充用有価証券等の差入れ又は預託の取扱いについては、あらかじめ指定清算参加者の同意を得るものとする。

(清算参加者の取引証拠金)

第78条 清算参加者の当社の商品市場における取引に係る取引証拠金に関する事項は、証拠金規則において定めるところによる。

(非清算参加者の自己分の取引証拠金の差し入れ)

第79条 非清算参加者は、自己の計算をもってする建玉及び受渡玉について、証拠金規則に規定する自己分の取引証拠金所要額以上の額の取引証拠金を、指定清算参加者に差し入れなければならない。この場合において、当該取引証拠金は、証拠金規則で定める充用有価証券等をもって差し入れることができる。

2 前項の規定にかかわらず、非清算参加者は、指定清算参加者の承諾及びクリアリング機構の承認を受けて、法第179条第8項の規定において準用する法第103条第8項の規定に基づく契約を銀行等（商品先物取引法施行規則（平成17年農林水産省・経済産業省令第3号。以下「省令」という。）第44条第1項に定める銀行等をいう。以下同じ。）との間で締結し、その旨をクリアリング機構に届け出ている場合は、証拠金規則の定めるところによ

り、当該契約額の範囲内で預託を猶予することができる。

(受託取引参加者たる非清算参加者の委託分の取引証拠金の差し入れ又は預託)

第80条 受託取引参加者（以下この章において遠隔地仲介取引参加者を含む。）たる非清算参加者（以下この条において単に「非清算参加者」という。）は、委託者（以下この章において海外顧客を含む。）の計算をもってする建玉及び受渡玉について、次項に規定する委託者分の取引証拠金所要額以上の額の取引証拠金を、指定清算参加者に差し入れなければならない。

- 2 委託分の取引証拠金所要額は、業務方法書の定めに基づく区分口座ごとに証拠金規則に定める各委託者の証拠金所要額（委託者を任意に細分化した場合においては、当該委託者を任意に細分化した単位の証拠金所要額の合計額をいう。第7項及び第83条第4項において同じ。）をすべての委託者について合計した額とする。
- 3 非清算参加者は、委託者が差し入れた取引証拠金の全部を当該委託者の代理人として、指定清算参加者に差し入れなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、非清算参加者は、委託者が取引証拠金を差し入れた日から起算して4営業日までの間においては、当該委託者が取引証拠金として差し入れた金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額（証拠金規則に定める時価評価額をいう。以下同じ。）の合計額に相当する額以上の金銭をもって、取引証拠金として、指定清算参加者に差し入れることができる。この場合において、当該取引証拠金は、充用有価証券等をもって差し入れることができる。
- 5 非清算参加者は、委託者が委託証拠金（非清算参加者が、委託者から同意を得て当該委託証拠金の預託を受けた上で、それに相当する額以上の金銭及び充用有価証券等をもって取引証拠金としてその代理人である指定清算参加者を通じてクリアリング機構に預託したことで管理される金銭及び充用有価証券等をいう。以下この条並びに第83条第3項及び第4項において同じ。）を預託した場合にあっては、当該委託者が委託証拠金として預託した金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額に相当する額以上の金銭をもって、取引証拠金として、指定清算参加者に差し入れなければならない。この場合において、当該取引証拠金は、充用有価証券等をもって差し入れることができる。
- 6 前項の規定にかかわらず、非清算参加者は、法第179条第7項の規定において準用する法第103条第7項の規定に基づき、主務大臣の承認を受けて銀行等と契約を締結し、その旨をクリアリング機構に届け出ている場合は、証拠金規則の定めるところにより、当該契約額の範囲内で預託を猶予することができる。
- 7 第3項から前項までの場合において、非清算参加者は、各委託者が当該非清算参加者に取引証拠金として差し入れ、又は委託証拠金として預託した金銭の額及び充用有価証券等を充用価格により評価した額の合計額が証拠金規則に定める当該委託者の取引証拠金所要額に満たないときは、当該取引証拠金所要額から当該委託者が差し入れた取引証拠

金又は預託した委託証拠金を差し引いた額以上の金銭をもって、取引証拠金として、指定清算参加者に差し入れなければならない。この場合において、当該取引証拠金は、充用有価証券等をもって差し入れることができる。

(取次者に係る取引証拠金の差入れに関する特則)

第81条 前条第3項の規定にかかわらず、受託取引参加者たる非清算参加者は、取次者が当該非清算参加者に差し入れた取引証拠金が取次委託者の代理人として差し入れたものである場合は、その全部を当該取次委託者の代理人として、指定清算参加者に差し入れなければならない。

(非清算参加者の取引証拠金の差入れ時限)

第82条 前3条の規定による取引証拠金の差入れは、証拠金規則に定める預託時限までの指定清算参加者が指定する日時までに、次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかを明示して行うものとする。

- (1) 非清算参加者自己分の取引証拠金
- (2) 非清算参加者委託分の取引証拠金（直接預託分）
- (3) 非清算参加者委託分の取引証拠金（取次者差換預託分）
- (4) 非清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）

(非清算参加者の取引証拠金の維持)

第83条 非清算参加者は、自己分の取引証拠金として指定清算参加者に差し入れている金銭の額、充用有価証券等を充用価格により評価した額及び証拠金規則の規定により預託が猶予された額の合計額が証拠金規則に規定する自己分の取引証拠金所要額に満たない場合は、その不足額以上の額を、自己分の取引証拠金として、証拠金規則に定める預託時限までの指定清算参加者が指定する日時までに、当該指定清算参加者に追加で差し入れなければならない。この場合において、当該取引証拠金は、充用有価証券等をもって差し入れることができる。

- 2 受託取引参加者たる非清算参加者は、委託分の取引証拠金として指定清算参加者に差し入れ、又は預託している金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額が業務方法書の規定に基づく区分口座ごとの委託分の取引証拠金所要額に満たない場合は、その不足額以上の額を、取引証拠金として、証拠金規則に定める預託時限までの指定清算参加者が指定する日時までに、当該指定清算参加者に追加で差し入れなければならない。この場合において、当該取引証拠金は、充用有価証券等をもって差し入れ、又は預託することができる。
- 3 受託取引参加者たる非清算参加者は、第80条第3項から第6項まで又は第81条の規定により委託者の取引証拠金として指定清算参加者に差し入れている金銭の額及び充用有

価証券等の時価評価額の合計額が、当該委託者が取引証拠金として差し入れ、又は委託証拠金として預託した金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額に満たない場合は、第80条第3項から第6項まで又は第81条に準じて、その不足額以上の額を、委託分の取引証拠金として、証拠金規則に定める預託時限までの指定清算参加者が指定する日時までに、当該指定清算参加者に追加で差し入れなければならない。

- 4 受託取引参加者たる非清算参加者は、各委託者が取引証拠金として差し入れ、又は委託証拠金として預託した金銭の額及び充用有価証券等を充用価格により評価した額の合計額が証拠金規則に規定する当該委託者の証拠金所要額に満たない場合は、第80条第7項に準じて、その不足額以上の額を、委託分の取引証拠金として、証拠金規則に定める預託時限までの指定清算参加者が指定する日時までに、当該指定清算参加者に追加で差し入れなければならない。

第9章 違約処理

(違約処理)

- 第84条 第140条第1項（同条第2項又は第3項の規定により適用する場合を含む。）の規定により清算参加者たる取引参加者が違約者となったときの当該取引参加者が違約発生時に保有するすべての建玉の処理については、業務方法書に定めるところにより行うものとする。
- 2 第140条第1項（同条第2項から第4項までの規定により適用する場合を含む。）の規定により非清算参加者たる取引参加者が違約者となったときの当該取引参加者が違約発生時に保有するすべての建玉の処理については、当社の定めるところにより行うものとする。
- 3 取引参加者は、業務方法書に定めるところにより委託の建玉について期限前終了割当建玉の指定又は被違約受渡玉の決定を受けた場合には、あらかじめ定めた方法により、委託者に対して直ちに当該期限前終了割当建玉又は被違約受渡玉の各委託者に対する割当てを行うものとする。
- 4 前項の場合において、取引参加者は、期限前終了割当建玉又は被違約受渡玉の割当対象となった委託者に、当該割当てに係る商品、取引の期限及び数量について速やかに通知するものとする。

(違約者の自己の計算による建玉の取扱い)

- 第84条の2 当社は、違約者（第140条第1項及び第2項の規定により違約者となった清算参加者たる取引参加者及び第140条第4項の規定に基づき違約者とみなされた非清算参加者をいう。以下この章において同じ。）の当社の商品市場における取引を停止（第139条第1項各号に規定する取引の停止の措置をいう。以下この章において「取引停止等」とい

う。) する場合は、違約者の自己の計算による建玉について、当社が指定する他の受託取引参加者をして転売又は買戻しを行わせることができる。

- 2 前項の場合においては、当社が指定した他の受託取引参加者と違約者との間に委任契約が成立していたものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、クリアリング機構の業務方法書の規定に基づく債務の引受けの停止（クリアリング機構が清算参加者を支払不能等と認めたことその他特に必要があると認めたことによるものに限る。）を受けた清算参加者である取引参加者の自己の計算による建玉の取扱いについては、クリアリング機構取引証拠金規則によるものとする。

（違約者の委託者の委託に基づく建玉の取扱い）

第84条の3 当社は、違約者の取引停止等を措置する場合は、違約者の委託者（以下この章において海外顧客を含み、この条及び次条において第84条の5第1項各号に掲げる委託者を除く。）の委託に基づく建玉について、当社が指定する他の受託取引参加者（以下この条及び次条において遠隔地仲介取引参加者を含む。）への建玉の移管（以下この章において「違約時の建玉の移管」という。）又は当社が指定する他の受託取引参加者をして転売若しくは買戻しを行わせることができるものとする。

- 2 当社が前項の違約時の建玉の移管又は他の受託取引参加者をして建玉の転売若しくは買戻しを行わせることとした場合には、違約者は、取引停止等の措置を受けた後、直ちに委託者に対して取引停止等の措置を受けた旨その他当社が必要と認める事項を通知しなければならない。

（違約者の委託に基づく建玉の移管等）

第84条の4 前条第1項に規定する違約時の建玉の移管は、違約者の委託者が当該建玉の移管について当社が指定する他の受託取引参加者に申し込み、かつ、当該他の受託取引参加者が当社の定める日時までに、当該申込みを受けた旨及び当該建玉の移管について承諾した旨を証する書面を当社に提出した場合に行わせるものとする。

- 2 前項の場合において、当社は、違約者に対し、当該違約時の建玉の移管を行うために当社が必要と認めた事項を記載した書面の提出を求めることができるものとし、当該違約時の建玉の移管を受ける他の受託取引参加者に対し、当該書面を交付するものとする。
- 3 第1項の違約時の建玉の移管は、当該違約時の建玉の移管を行う計算区域の直前の計算区域の帳入値段（限日現金決済先物取引においては、第160条第1項に規定する理論現物価格とし、指数先物取引においては、第46条の3第1項に規定する帳入数値とする。）を当該建玉に係る約定値段（指数先物取引にあっては、約定数値とする。）として行うものとする。
- 4 前条第1項に規定する違約者の委託者の委託に基づく建玉の転売又は買戻しは、違約

者が当該違約者の委託者の委託に基づく建玉について当該委託者から転売又は買戻しに係る指示を受けた旨を証する書面を当社が定める日時までに当社に提出した場合に、当社が指定する他の受託取引参加者をして行わせるものとする。

- 5 当社は、前条第1項の違約者の委託者の委託に基づく建玉について、当社が定める日時までに第1項又は前項に規定する書面が提出されなかった場合には、当社が指定する他の受託取引参加者をして転売又は買戻しを行わせることができる。
- 6 第4項及び前項の場合において、当社が指定した他の受託取引参加者と違約者との間に委任契約が成立していたものとする。

(期限の利益を喪失している委託者等の委託に基づく建玉の取扱い)

第84条の5 当社は、取引停止等の措置を行った場合は、違約者の次の各号に掲げる委託者の委託に基づく建玉について、当社が指定する他の受託取引参加者をして転売又は買戻しを行わせることができるものとする。

- (1) 違約者に対する当社の商品市場における取引に係る債務について期限の利益を喪失している委託者
 - (2) 違約者と同一の企業集団に属する者又は違約者と同一の企業集団に属する者と実質的に同視できる者のうち、当社が違約時の建玉の移管を行うことが適当でないと認める委託者
- 2 前項の場合において、当社が指定した他の受託取引参加者と違約者との間に委任契約が成立していたものとする。

(指定清算参加者が違約者となった場合における非清算参加者に対する措置)

第84条の6 当社は、第140条第3項の規定に基づき指定清算参加者が違約者となったことにより違約者とみなされた非清算参加者（以下この章において「第140条第3項の規定に基づく非清算参加者違約者」という。）の商品清算取引の委託の停止を行った場合は、非清算参加者違約者の自己の計算による建玉について、当社が指定する他の受託取引参加者をして転売又は買戻しを行わせることができる。

- 2 前項の場合においては、当社が指定した他の受託取引参加者と第140条第3項の規定に基づく非清算参加者違約者との間に委任契約が成立していたものとする。
- 3 第84条の3、第84条の4及び前条（第1項第2号を除く。）の規定は、第140条第3項の規定に基づく非清算参加者違約者に対し、第139条第1項第2号から第5号までの規定により商品清算取引の委託の停止を行った場合について準用する。この場合において「取引停止等」とあるのは、「第140条第3項の規定に基づく非清算参加者違約者に対する商品清算取引の委託の停止」と、「違約者」とあるのは「第140条第3項の規定に基づく非清算参加者違約者」と読み替えるものとする。
- 4 第139条第1項第2号の規定により商品清算取引の委託の停止を受けた第140条第3項

の規定に基づく非清算参加者違約者に対する措置として、当該第140条第3項の規定に基づく非清算参加者違約者の建玉について、当社が指定する他の受託取引参加者への建玉の移管又は当社が指定する他の受託取引参加者をして転売若しくは買戻しを行わせる場合には、当該第140条第3項の規定に基づく非清算参加者違約者の有する取引証拠金の返還請求権に係る指定清算参加者の代理権は消滅するものとする。

(清算参加者である違約者の委託者の委託分の取引証拠金の取扱い)

第84条の7 当社が第84条の3第1項の規定により清算参加者である違約者の委託者の委託に基づく違約時の建玉の移管を行った場合の委託分の取引証拠金の取扱いについては、クリアリング機構取引証拠金規則によるものとする。

(非清算参加者である違約者の委託者の委託分の取引証拠金の取扱い)

第84条の8 当社は、当社が第84条の3第1項の規定により第140条第4項の規定に基づき違約者とみなされた非清算参加者（以下この章において「第140条第4項の規定に基づく非清算参加者違約者」という。）の委託者の委託に基づく違約時の建玉の移管を行った場合（移管を受けた他の受託取引参加者を以下この章において「違約時の移管先受託取引参加者」という。）には、第140条第4項の規定に基づく非清算参加者違約者がクリアリング機構に預託していた当該委託者に係る委託分の取引証拠金（クリアリング機構取引証拠金規則の規定により当該委託者又は取次委託者が返還請求権を有する部分に限る。次項において同じ。）について、当該違約時の建玉の移管が行われた日に違約時の移管先受託取引参加者（違約時の移管先受託取引参加者が非清算参加者である場合には、当該違約時の移管先受託取引参加者及びその指定清算参加者）を代理人としてクリアリング機構に預託したものとみなす。

2 前項の規定によりクリアリング機構に預託したものとみなされる当該委託者に係る委託分の取引証拠金のうち、非清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）として預託されているものの額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか小さい額とする。

- (1) 委託者が第140条第4項の規定に基づく非清算参加者違約者に委託証拠金として預託した金銭の額及び有価証券等の時価評価額の合計額に相当する額
- (2) 第140条第4項の規定に基づく非清算参加者違約者がクリアリング機構に預託していた非清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）から、当該第140条第4項の規定に基づく非清算参加者違約者が非清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）として預託していた外国通貨をもってクリアリング機構がクリアリング機構取引証拠金規則の規定により円貨を取得し、又は預託していた有価証券等をクリアリング機構がクリアリング機構取引証拠金規則の規定により換金したときの当該取得又は当該換金に要した費用を差し引いた額を、各委託者が第140条第4項の規定に基づく非清算参加者違約者に委託証拠金として預託した金銭の額及び有価証券等の時価評価額の合計額に相

当する額に応じてあん分した額

- 3 前二項の規定は第140条第3項の規定に基づく非清算参加者違約者が第139条第1項第2号の規定により商品清算取引の委託の停止を行った場合について準用する。この場合において「第84条の3第1項」とあるのは、「第84条の6第3項において準用する第84条の3第1項」と、「第140条第4項の規定に基づく非清算参加者違約者」とあるのは、「第140条第3項の規定に基づく非清算参加者違約者」と読み替えるものとする。

(差換預託分の取引証拠金等の換金等)

- 第84条の9 当社が第84条の3第1項若しくは第84条の5第1項の規定により第140条第4項の規定に基づく非清算参加者違約者の委託者の委託に基づく建玉について転売若しくは買戻しを行わせることとした場合又は第84条の3第1項の規定により第140条第4項の規定に基づく非清算参加者違約者の委託者の委託に基づく違約時の建玉の移管を行わせることとした場合において、クリアリング機構が、非清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）として預託されている外国通貨の全部若しくは一部をもってクリアリング機構が適当と認める方法により円貨を取得し、又は預託されている有価証券等の全部若しくは一部をクリアリング機構が適当と認める方法により換金することとしたときは、第140条第4項の規定に基づく非清算参加者違約者の指定清算参加者、第140条第4項の規定に基づく非清算参加者違約者及びその委託者とクリアリング機構との間に委任契約が成立していたものとする。
- 2 当社が第84条の6第3項において準用する第84条の3第1項若しくは第84条の5第1項の規定により第140条第3項の規定に基づく非清算参加者違約者の委託者の委託に基づく建玉について転売若しくは買戻しを行わせることとした場合又は第140条第3項の規定に基づく非清算参加者違約者の委託者の違約時の建玉の移管を行わせることとした場合において、クリアリング機構が、非清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）として預託されている外国通貨の全部若しくは一部をもってクリアリング機構が適当と認める方法により円貨を取得し、又は預託されている有価証券等の全部若しくは一部をクリアリング機構が適当と認める方法により換金することとしたときは、当該第140条第3項の規定に基づく非清算参加者違約者の指定清算参加者、当該第140条第3項の規定に基づく非清算参加者違約者及びその委託者とクリアリング機構との間に委任契約が成立していたものとする。
 - 3 第1項の場合において、取次者が第84条の5第1項各号に掲げる委託者であり、クリアリング機構が、非清算参加者委託分の取引証拠金（取次者差換預託分）として預託されている外国通貨の全部若しくは一部をもってクリアリング機構が適当と認める方法により円貨を取得し、又は預託されている有価証券等の全部若しくは一部をクリアリング機構が適当と認める方法により換金することとしたときは、第140条第4項の規定に基づく非清算参加者違約者の指定清算参加者、第140条第4項の規定に基づく非清算参加者違約者、

委託者とクリアリング機構との間に委任契約が成立していたものとする。

- 4 第2項の場合において、取次者が第84条の6第3項において準用する第84条の5第1項第1号に掲げる委託者であり、クリアリング機構が、非清算参加者委託分の取引証拠金（取次者差換預託分）として預託されている外国通貨の全部若しくは一部をもってクリアリング機構が適当と認める方法により円貨を取得し、又は預託されている有価証券等の全部若しくは一部をクリアリング機構が適当と認める方法により換金することとしたときは、当該第140条第3項の規定に基づく非清算参加者違約者の指定清算参加者、当該第140条第3項の規定に基づく非清算参加者違約者、委託者及びその取次委託者とクリアリング機構との間に委任契約が成立していたものとする。

（差換預託分の取引証拠金等の取扱いの特例）

第84条の10 前条第1項又は第2項の規定によりクリアリング機構が外国通貨をもって円貨を取得し、又は有価証券等を換金した場合は、非清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）は、第140条第4項の規定に基づく非清算参加者違約者又は前条第2項の第140条第3項の規定に基づく非清算参加者違約者が非清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）としてクリアリング機構に預託している当該取得に係る外国通貨以外の金銭及び当該換金に係る有価証券等以外の有価証券等並びに当該取得後の金銭の額から当該取得に要した費用を差し引いた額の金銭及び当該換金後の金銭の額から当該換金に要した費用を差し引いた額の金銭とする。

- 2 前条第3項又は第4項の規定によりクリアリング機構が外国通貨をもって円貨を取得し、又は有価証券等を換金した場合は、非清算参加者委託分の取引証拠金（取次者差換預託分）は、第140条第4項の規定に基づく非清算参加者違約者又は前条第4項の第140条第3項の規定に基づく非清算参加者違約者が非清算参加者委託分の取引証拠金（取次者差換預託分）としてクリアリング機構に預託している当該取得に係る外国通貨以外の金銭及び当該換金に係る有価証券等以外の有価証券等並びに当該取得後の金銭の額から当該取得に要した費用を差し引いた額の金銭及び当該換金後の金銭の額から当該換金に要した費用を差し引いた額の金銭とする。

（委託分の取引証拠金に係る返還請求権の特例）

第84条の11 第84条の8第1項の規定（同条第3項において準用する場合を含む。）によりクリアリング機構に預託したものとみなされる委託分の取引証拠金に係る委託者の返還請求権は、同条第1項に規定する違約時の移管先受託取引参加者が代理人としてこれを行行使するものとする。

- 2 当社が第84条の3第1項若しくは第84条の5第1項の規定（第84条の6第3項において準用する場合を含む。）により第140条第4項の規定に基づく非清算参加者違約者（第84条の6第3項において準用する場合にあっては、第140条第3項の規定に基づく非清算

参加者違約者をいう。以下次条までにおいて同じ。)の委託者の委託に基づく建玉について転売若しくは買戻しを行わせることとした場合又は第84条の3第1項の規定(第84条の6第1項において準用する場合を含む。)により第140条第4項の規定に基づく非清算参加者違約者の委託者の委託に基づく違約時の建玉の移管を行わせることとした場合には、第140条第4項の規定に基づく非清算参加者違約者の委託者(第84条の3第1項の規定(第84条の6第3項において準用する場合を含む。)により違約時の建玉の移管を行った委託者を除く。)に係る委託分の取引証拠金の返還請求権は、クリアリング機構取引証拠金規則の定めるところにより、クリアリング機構に対し直接行使することができるものとする。この場合において、当該委託者に係る委託分の取引証拠金が非清算参加者委託分の取引証拠金(差換預託分)として預託されているときは、第84条の8第2項各号に掲げる額のうちいずれか小さい額を限度とするものとする。

(取次者に係る委託分の取引証拠金に係る返還請求権の特例)

第84条の12 当社が第84条の5第1項の規定(第84条の6第3項において準用する場合を含む。)により第140条第4項の規定に基づく非清算参加者違約者の委託者の取次委託者の委託の取次ぎに基づく建玉について転売又は買戻しを行わせることとした場合において、取次者が第84条の5第1項各号に掲げる委託者であるときは、当該取次者の取次委託者が有する返還請求権は、クリアリング機構取引証拠金規則の定めるところにより、クリアリング機構に対し直接行使することができるものとする。

(取引停止等時の建玉の移管等に伴うその他の取扱い)

第84条の13 この章に定めるもののほか違約時の建玉の移管等に必要な事項は、当社がその都度定める。

第10章 上場商品等の廃止又は休止等における措置

(決済方法)

第85条 当社は、上場商品若しくは上場商品指数の全部又は一部の廃止若しくは休止を行うこと、上場商品構成品、上場商品指数対象品、現物先物取引における標準品、限日現金決済先物取引における取引の対象若しくは指数先物取引における取引の対象の全部又は一部の廃止若しくは休止を行うこと、取引の種類の廃止若しくは変更を行うこと又は取引の期限の変更を行うこととなった場合には、その廃止、休止又は変更を行う日を定め、当該廃止する日、休止する日又は変更する日の日中立会終了時における全ての建玉(これらの日が当月限納会日又は当月限取引最終日にあたる場合の当月限に係る建玉を除く。)について、帳入値段又は帳入数値をもって、転売又は買戻しにより決済するものとする。

第11章 建玉の移管等

(建玉の移管)

第86条 取引参加者は、自己に係る建玉（当月限納会日（指数先物取引にあっては当月限取引最終日）が属する計算区域の翌計算区域以降の建玉を除く。以下この章において同じ。）及び委託に係る建玉について、他の取引参加者への引継ぎ（以下「建玉の移管」という。）を行うことができる。

(清算参加者の建玉の移管)

第87条 清算参加者の現物先物取引に係る建玉に関する事項は、業務方法書に定めるところにより行うものとする。

(非清算参加者の建玉の移管に係る手続)

第88条 非清算参加者は、建玉の移管を行おうとするときは、その指定清算参加者から当該建玉の移管について承諾を受けるとともに、当該指定清算参加者に対して、当該指定清算参加者が指定する時限までに、現物先物取引における標準品、限日現金決済先物取引における取引の対象又は指数先物取引における上場商品指数ごとの移管を行おうとする建玉の数量及び移管先の取引参加者の名称について申告しなければならない。

2 前項の場合において、当該非清算参加者は、移管先の取引参加者から当該建玉の移管について承諾を受けるとともに、当該移管先の取引参加者に対して、当該移管先の取引参加者が指定する時限までに、現物先物取引における標準品、限日現金決済先物取引における取引の対象又は指数先物取引における上場商品指数ごとの移管を行おうとする建玉の数量及び当該非清算参加者の指定清算参加者の名称について申告しなければならない。

3 前項の場合において、当該移管先の取引参加者が非清算参加者であるときは、当該移管先の取引参加者は、その指定清算参加者から当該建玉の移管について承諾を受けるとともに、当該指定清算参加者に対して、当該指定清算参加者が指定する時限までに、同項の規定により申告を受けた内容について申告しなければならない。

(建玉の移管の成立)

第89条 前条の場合において、建玉の移管は、クリアリング機構が承認した時点で成立するものとする。

2 現物先物取引に係る建玉の移管は、当社が定める値段をもって行われるものとする。

(建玉の整理)

第90条 取引参加者たる指定清算参加者は、非清算参加者との清算受託契約において特段の定めがある場合に当該定め該当するに至ったことをもって、当該非清算参加者の建

玉を次の各号に掲げるいずれかの方法により処理したい旨を当社に申し出て、その承認を受けたときは、これを行うことができる。

- (1) 当社又は当社が指定する他の取引参加者に当該建玉に係る取引を代理させ、当該非清算参加者の名において転売又は買戻しをさせることによりその売買約定を結了させる方法
 - (2) 当該指定清算参加者が指定する他の取引参加者に、当該指定清算参加者と当該他の取引参加者との間で合意した値段をもって引き受けさせ、転売又は買戻しによりその売買約定を結了させる方法
- 2 受託取引参加者は、委託者との間で特段の定めを合意している場合に当該定めに従うに至ったことをもって、当該委託者の建玉を当該受託取引参加者が指定する他の取引参加者に、当該受託取引参加者と当該他の取引参加者との間で合意した値段をもって引き受けさせ、転売又は買戻しによりその売買約定を結了させることにより処理したい旨を当社に申し出て、その承認を受けたときは、これを行うことができる。
- 3 第15条第4項から第6項まで（指数先物取引にあっては、第36条の2第4項から第6項まで）の規定は、第1項第1号の規定により当社が指定する他の取引参加者に非清算参加者の建玉に係る取引を代理させる場合における、当該非清算参加者への名義の付替えについて準用する。

（建玉の整理に係る内容の通知）

第91条 当社は、前条の規定により建玉の整理が行われたときは、遅滞なくその内容をクリアリング機構に通知するものとする。

第12章 取引参加者

第1節 総則

（取引参加者たる資格）

第92条 当社の取引参加者たる資格を有する者は、次の各号に掲げる者に限る。

- (1) 上場商品構成品等（上場商品ごとに第4条第1項において上場商品構成品として掲げるもの及び次に掲げるものをいう。以下同じ。）又は第4条第1項に規定する上場商品指数対象品及び米穀の加工品及び調整品（以下「上場商品指数対象品等」という。）の売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工又は使用（以下「売買等」という。）を業として行っている者（以下「当業者」という。）又はこれらの者が構成員の過半数を占める団体
- イ 農産物については、馬鈴しょ、甘しょ、とうもろこし、食用油脂、大豆油、大豆油かす、しょう油、みそ、豆腐、水あめ、ぶどう糖、化工でん粉、飼料、肥料、コーン

スターチ、コーングリッツ、異性化糖、エタノール、生分解性プラスチック及び畜産物（家畜を含む。）

ロ 砂糖については、菓子、キャンデー類、コーヒー、ココア及び加糖飲料

ハ 貴金属にあつては、次に掲げるとおりとする。

i 金鉱又は金製品

ii 銀鉱又は銀製品

iii 白金鉱又は白金製品

(2) 商品先物取引業を行うことについて法第190条第1項の規定により主務大臣の許可を受けた者（以下「商品先物取引業者」という。）

(3) 上場商品構成品等又は上場商品指数対象品等に関し外国商品市場において先物取引に類似する取引を行うことの委託を受け、又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を引き受ける業務を営むことについて当該外国において法第190条第1項の規定に基づく許可に相当する当該外国の法令の規定に基づく同種の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。）を受けている者

(4) 上場商品構成品等又は上場商品指数対象品等に関し特定店頭商品デリバティブ取引を業として行うことについて法第349条第1項の届出をした者

(5) 次のいずれかに該当する者

イ 銀行

ロ 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第9項に規定する金融商品取引業者（同法第28条第1項に規定する第1種金融商品取引業を行う者に限る。）

ハ 株式会社商工組合中央金庫

ニ 株式会社日本政策投資銀行

ホ 信用金庫及び信用金庫連合会

ヘ 信用協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第9条の9第1項第1号の事業を行う協同組合連合会

ト 労働金庫及び労働金庫連合会

チ 農林中央金庫

リ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第3号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会

ヌ 保険会社及び保険業法（平成7年法律第105号）第2条第7項に規定する外国保険会社等

ル 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成3年法律第66号）第2条第4項に規定する商品投資顧問業者

ヲ 商品市場又は外国商品市場において、専ら自己の計算による取引を行うことを業として営む者

(取引参加者の区分)

第93条 当社の取引参加者は、上場商品又は上場商品指数ごとに、次の各号に掲げる商品部取引参加者に区分する。

- (1) 農産物にあつては、農産物部取引参加者
- (2) 砂糖にあつては、砂糖部取引参加者
- (3) 貴金属にあつては、貴金属部取引参加者
- (4) 米穀指数にあつては、米穀指数部取引参加者

2 貴金属部取引参加者にあつては、次のとおり細分する。

- (1) 金及び前条第1号ハ i に係る当業者であつて、貴金属市場において金の取引を行う取引参加者（金取引参加者と称する。）
- (2) 銀及び前条第1号ハ ii に係る当業者であつて、貴金属市場において銀の取引を行う取引参加者（銀取引参加者と称する。）
- (3) 白金及び前条第1号ハ iii に係る当業者であつて、貴金属市場において白金の取引を行う取引参加者（白金取引参加者と称する。）

(取引参加者の種類)

第94条 当社の取引参加者は、当社の商品市場における取引の態様により、次の各号に掲げる種類に区分する。

- (1) 市場取引参加者

国内に当社の商品市場における取引を行う営業所又は事務所を保有し、当社の商品市場において自己の計算による取引を行うことができる取引資格を有する取引参加者

- (2) 受託取引参加者

商品先物取引業者であつて、当社の商品市場において自己の計算による取引及び委託者の計算による取引を行うことができる取引資格を有する取引参加者

- (3) 遠隔地市場取引参加者

国内に当社の商品市場における取引を行う営業所又は事務所を保有せず、当社の商品市場において自己の計算による取引（商品清算取引の委託を行うものに限る。）を行うことができる取引資格を有する取引参加者

- (4) 遠隔地仲介取引参加者

国内に当社の商品市場における取引を行う営業所又は事務所を保有しない外国商品先物取引業者であつて、当社の商品市場において自己の計算による取引及び海外顧客の計算による取引（いずれの取引も商品清算取引の委託を行うものに限る。）を行うことができる取引資格を有する取引参加者

(欠格条件)

第95条 次の各号のいずれかに該当する者は、取引参加者となることができない。

- (1) 精神の機能の障害によりその業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
- (3) 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）又は法若しくはこれに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行の終わった日又は執行を受けることがないこととなった日から5年を経過しない者
- (4) 法第96条の22第1項、法第96条の34第1項若しくは法第96条の40第1項の規定により法第96条の19第1項、法第96条の31第1項若しくは法第96条の25第1項若しくは第3項ただし書の認可を取り消され、法第159条第1項若しくは第2項、法第186条第1項若しくは第2項、法第235条第3項若しくは法第236条第1項若しくは法第340条第1項（法第345条において準用する場合を含む。）の規定により法第9条若しくは法第78条、法第167条、法第190条第1項若しくは法第332条第1項若しくは法第342条第1項の許可を取り消され、若しくは法第240条の23第1項の規定により法第240条の2第1項の登録を取り消され、これらの取消しの日から5年を経過しない者又は法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種の認可、許可若しくは登録（当該認可、許可又は登録に類する免許その他の行政処分を含む。第6号において「許可等」という。）を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者
- (5) 法第160条第1項の規定又はこれに相当する外国の法令の規定による命令（これに相当する外国の法令によるその他の行政処分を含む。第7号及び第8号において同じ。）により商品取引所又はこれに相当する外国の施設から除名され、又は取引資格を取り消され、その除名又は取消しの日から5年を経過しない者
- (6) 法第96条の19第1項若しくは法第96条の31第1項の認可を受けた者（以下この号において「主要株主」という。）が法第96条の22第1項若しくは法第96条の34第1項の規定により認可を取り消された場合、商品取引所持株会社が法第96条の40第1項の規定により法第96条の25第1項若しくは第3項ただし書の認可を取り消された場合、商品取引所が法第159条第1項若しくは第2項の規定により法第9条若しくは法第78条の許可を取り消された場合、商品取引債務引受業を営むことについて法第167条の許可を受けた商品取引清算機構（以下、この条において「商品取引清算機関」という。）が法第186条第1項若しくは第2項の規定により法第167条の許可を取り消された場合、商品先物取引業者が法第235条第3項若しくは法第236条第1項の規定により法第190条第1項の許可を取り消された場合、商品先物取引仲介業者が法第240条の23第1項の規定により法第240条の2第1項の登録を取り消された場合若しくは法人である第1種特定施設開設者（法第331条第2号に規定する第1種特定施設開設者をいう。以下この号において同じ。）若しくは第2種特定施設開設者（法第331条第3号に規定する第2種

特定施設開設者をいう。以下この号において同じ。)が法第340条第1項(法第345条において準用する場合を含む。)の規定により、法第332条第1項若しくは法第342条第1項の許可を取り消された場合において、その取消しの日前30日以内に当該主要株主、商品取引所持株会社、商品取引所、商品取引清算機関、商品先物取引業者、商品先物取引仲介業者若しくは第1種特定施設開設者若しくは第2種特定施設開設者の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないもの又は外国において同種の許可等を受けた法人が法に相当する外国の法令の規定により当該許可等を取り消された場合において、その取消しの日前30日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しない者

- (7) 法人である商品取引所の会員若しくは取引参加者又は商品取引所に相当する外国の施設の会員若しくは取引参加者が法第160条第1項の規定又はこれに相当する外国の法令の規定による命令により当該商品取引所又は当該施設から除名され、又は取引資格を取り消された場合において、その除名又は取消しの日前30日以内に当該法人の役員であった者で当該除名又は取消しの日から5年を経過しない者
 - (8) 法第96条の40第2項、法第159条第3項、法第160条第1項、法第186条第4項、法第236条第2項若しくは法第240条の23第2項の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定による命令により解任された役員でその解任の日から5年を経過しない者
 - (9) 法第328条第1項の規定による裁判所の命令又はこれに相当する外国の法令の規定による外国の裁判所の命令を受けた後1年を経過しない者
 - (10) 会社法(平成17年法律第86号)第331条第1項第3号に掲げる者
 - (11) 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当する者
 - (12) 法人でその役員のうちに前各号のいずれかに該当する者のあるもの
 - (13) 当社その他の商品取引所又は金融商品取引所において除名処分を受けた者又はその者が法人である場合においてその法人を代表する役員であった者で、その処分を受けた日から5年を経過しない者
 - (14) 第92条の資格を有していないこと、前各号のいずれかに該当することを隠ぺいした者で、当該事実が発覚した日から5年を経過しない者
 - (15) 前各号に掲げる者のほか、当社によって、商品市場における取引に関する業務を適正に遂行する体制又は十分な社会的信用を有していないと判断された者
- 2 合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、前項第3号から第5号まで、第9号及び第12号の規定の適用については、当該合併により消滅した法人と同一の法人とみなす。

第2節 取引資格の取得

(取引資格の取得の申請)

第96条 新たに当社の取引資格を取得しようとする者は、取引参加者に関する施行細則に定めるところにより申請書に所要の事項を記載して、当社に提出しなければならない。

2 前項の申請には、取引参加者に関する施行細則に定めるところにより、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 資格取得しようとする商品市場の上場商品又は上場商品指数につき、第92条に掲げる要件を備えることを誓約する書面及びこれを証する書面
- (2) 申請者が法人であるときは、定款、登記簿の謄本、本店又は主たる事務所の所在地及び当該法人の役員の氏名を記載した書面、当該法人が前条第1項第1号から第14号までの規定に該当しないことを誓約する書面、会社法第435条第2項に基づき作成する計算書類等（以下「計算書類等」という。）、金融商品取引法第24条に規定する有価証券報告書（以下「有価証券報告書」という。）若しくは法第99条第7項及び省令第38条の規定に基づき作成した純資産額に関する調書（以下「純資産額に関する調書」という。）又はこれらに準ずる書面並びに他の商品取引所又は金融商品取引法第80条第1項の認可を受けた株式会社大阪取引所（以下「大阪取引所」という。）の取引参加者又は会員（以下「取引参加者等」という。）であるときはその取引所名及び取引資格の取得又は加入の年月日を記載した書面
- (3) 申請者が個人であるときは、その者（その者に法定代理人があるときは、その者及びその法定代理人）の履歴書及び住民票の写し等、その者が前条第1項第1号から第11号まで、第13号及び第14号の規定に該当しないことを誓約する書面、貸借対照表及び損益計算書又は純資産額に関する調書等並びに他の商品取引所又は大阪取引所の取引参加者等であるときはその取引所名及び取引資格の取得又は加入年月日を記載した書面
- (4) その他当社が必要と認める書面

(取引資格の取得の審査及び承認)

第97条 当社は、前条の規定による取引資格の取得の申請を受理したときは、審査を行い、その承認又は不承認を決定する。

2 当社は、前項の審査において必要があると認めるときは、取引資格の取得申請者その他利害関係者を招致して、その証言又は意見を聴取することができる。

(取引資格の取得手続)

第98条 取引資格の取得の承認を受けた者は、その承認を受けた日から当社が定める期日までに、次の各号に掲げる手続きを履行しなければならない。

- (1) 取引資格取得料の納入
- (2) 取引参加者契約の締結
- (3) 信託金の預託

(4) 取引参加者に関する施行細則に定める取引資格の取得手続

- 2 取引資格の取得の申請が、取引参加者との合併又は取引参加者からの相続、分割若しくは事業譲渡によるものである場合は、前項の規定にかかわらず、取引資格取得料の納入を要しない。この場合において、当社は、取引資格の取得の承認を受けた者に名義変更手数料を納入させることができる。
- 3 取引資格の取得の承認を受けた者が第1項に規定する手続きを当社が定める期日までに履行しないときは、その取引資格の取得申請を取り下げたものとみなす。

(取引資格取得料及び名義変更手数料の額等)

第99条 取引資格取得料及び名義変更手数料の額等は、取引参加料等に関する細則において定めるものとする。

(取引資格取得の日)

- 第100条 取引資格の取得の承認を受けた者は、第98条第1項の規定による手続きを完了した日に当該取引資格の取得の申請に係る取引資格を取得する。
- 2 当社は、前項の規定により取引資格を付与したときは、取引資格を取得した取引参加者に取引参加者証を交付する。

(取引参加の条件)

- 第101条 当社の商品市場において取引できる者は、クリアリング機構において当社の商品市場に係る商品取引清算資格を有する取引参加者又は非清算参加者であって指定清算参加者を指定している取引参加者に限る。
- 2 取引参加者が前項に該当しなくなった場合であって、当該取引参加者が取引の決済を結了していないときは、第110条及び第111条の規定を準用する。

第3節 取引資格の変更及び喪失等

(取引資格の追加)

- 第102条 取引参加者は、当社において既に取引を行っている商品市場以外の商品市場の取引資格を追加取得しようとするときは、取引参加者に関する施行細則に定めるところにより申請書に所要の事項を記載した上で、これに次の各号に掲げる書類を添付して、当社に提出しなければならない。
- (1) 取引資格を追加取得しようとする商品市場の上場商品又は上場商品指数につき、第92条に掲げる要件を備えることを誓約する書面及びこれを証する書面
 - (2) その他当社が必要と認める書面
- 2 当社は、前項の規定による取引資格の追加取得の申請を受理したときは、審査を行い、

その承認又は不承認を決定する。

- 3 第98条及び第100条の規定は、前二項の規定による取引資格の追加取得について準用する。

(取引参加者の種類の変更)

第103条 取引参加者は、第94条に規定する取引参加者の種類を変更しようとするときは、取引参加者に関する施行細則に定めるところにより申請書に所要の事項を記載した上で、これに当社が必要と認める書類を添付して、当社に提出しなければならない。

- 2 当社は、前項の規定による申請を受理したときは、審査を行い、その承認又は不承認を決定する。

- 3 第98条及び第100条の規定は、前二項の規定による取引参加者の種類の変更について準用する。

- 4 受託取引参加者又は遠隔地仲介取引参加者が取引参加者の種類を変更したときは、自己の計算による取引を除き、その対象となる商品市場における取引について、決済する目的の範囲内においてのみ取引を行うことができる。

- 5 第111条の規定は、受託取引参加者に該当しないこととなった取引参加者が、その時点で委託者の計算による取引の決済を結了していない場合の当該取引の決済について準用する。ただし、当該取引参加者が第112条第1項各号に該当することとなった場合には、適用しない。

- 6 第112条の2の規定は、遠隔地仲介取引参加者に該当しないこととなった取引参加者が、海外顧客の計算による取引の決済を結了していない場合の当該取引の決済について準用する。

(取引資格の喪失の届出)

第104条 取引参加者は、30日前までに予告して、取引資格の全部又は一部を喪失することができる。

- 2 前項に規定する予告は、取引参加者に関する施行細則に定めるところにより届出書に所要の事項を記載した上で、これに当社が必要と認める書類を添付して、当社に提出することをもって行われなければならない。

- 3 前項の規定による取引資格の喪失の届出を取り下げようとするとき、又は取引資格の喪失予定日を延長しようとするときは、その喪失予定日までに、取引参加者に関する施行細則に定めるところにより届出書に所要の事項を記載した上で、これに当社が必要と認める書類を添付して、当社に提出することをもって行われなければならない。この場合において、喪失予定日の延長は、合計30日を限度とする。

- 4 第2項の規定による取引資格の喪失の届出をした取引参加者は、当該届出をした商品市場における取引について、その取引を決済する目的の範囲内においてのみ取引を行う

ことができる。

(取引資格の当然喪失)

第105条 取引参加者は、前条第1項に規定する場合のほか、次の各号に掲げる事由によって取引資格の全部又は一部を喪失する。

- (1) 第93条に規定する区分及び第94条に規定する種類ごとに第92条各号のいずれにも該当しないこととなったこと
- (2) その者が取引する当社の商品市場が法第95条の規定に基づき閉鎖されたこと
- (3) 死亡又は解散
- (4) 取引資格の取消し

(喪失届出者の合併等の場合における取引等)

第106条 当社は、取引資格の全部又は一部の喪失の届出を行った取引参加者が、その喪失と同時に、当該取引参加者と同種の取引参加者になる者若しくは当該取引参加者と同種の取引参加者である者に合併され、分割により事業を承継させ、若しくは事業を譲渡する又は受託取引参加者が取次者になる等の場合で、当該取引参加者に係る当社の商品市場における取引又は商品清算取引の委託に基づく取引のうち未決済のものを整理させる必要がないと認めるときは、当該取引参加者に係る当社の商品市場における取引又は商品清算取引の委託を停止しないことができる。

- 2 取引参加者は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、当社の承認を受けて、当該取引参加者の当社の商品市場における取引又は商品清算取引の委託に基づく取引のうち未決済のものについて、他の取引参加者への引継ぎを行うことができるものとする。
 - (1) 取次者等と合併し、又は他の取引参加者若しくは取次者等に分割により事業を承継させ若しくは事業を譲渡するとき
 - (2) 委託を受けている取次者が、他の取次者等と合併し、又は他の取引参加者若しくは取次者等に分割により事業を承継させ若しくは事業を譲渡するとき
 - (3) 前二号に掲げるもののほか、当社が必要と認めるとき
- 3 第110条から第112条までの規定は、前項の規定により建玉を引き継ぐ場合については適用しない。

(取引資格の喪失等の手続き)

第107条 取引参加者は、取引資格の全部若しくは一部を喪失するとき又は取引参加者の種類を変更するときは、取引参加者証の当社への返還その他の取引参加者に関する施行細則に定める手続きを行わなければならない。

(取引資格の全部喪失の際の債務弁済)

第108条 取引資格の全部を喪失した者の当社に対する一切の債務の弁済については、その者が当社から交付又は返付を受ける金額（信託金にあっては委託者及びクリアリング機構に対する債務を優先弁済した残額、その他預り金にあっては当社に対する債務を優先弁済した残額とする。）をもってこれに充てるものとする。

2 当社は、取引資格の全部を喪失した者が当社の商品市場における取引の決済を結了していないとき、又は前項の債務のうちその金額が未定のものがあるときは、その決済の結了又は金額の確定に至るまで、取引資格を喪失した者が交付又は返付を受ける金額のうち適当と認める金額の交付又は返付を留保することができる。

（取引資格の全部喪失後の手続き）

第109条 当社は、取引資格の全部を喪失した者が当社から交付又は返付を受ける金額について、前条第1項の規定による一切の債務を弁済させて残余があるときは、本人又は包括承継人（第124条ただし書きに該当する場合であって、委託者保護基金が当該担保権行使したときは、当該委託者保護基金）に交付又は返付する。

（取引資格の喪失前にした自己の計算による取引の決済の結了）

第110条 当社は、取引参加者が取引資格の全部又は一部を喪失した場合において、その取引参加者が当該取引資格を喪失した商品市場における自己の計算による取引の決済を結了していないときは、第86条の規定により建玉を移管する場合及び第113条の規定により承継する者がある場合を除き、本人又はその決済が結了していない取引に係る権利及び義務を承継した者（以下「承継者」という。）をして1月以内に当該取引の決済を結了させるものとする。

2 当社は、前項の場合において、本人又はその承継者をして商品市場における取引の決済を結了させることが適当でないと認めるときは、当該取引参加者が取引していた商品市場において取引することができる他の取引参加者を指定して、本人又はその承継者の代わりに当該取引の決済を結了させるものとする。

3 第1項の場合において、本人又はその承継者（取引参加者たる者を除く。）は、当該取引の決済を結了する目的の範囲内において取引参加者とみなす。

4 第2項の規定により当社が他の取引参加者をして当該取引の決済を結了させるときは、本人又はその承継者と当該他の取引参加者との間には委任契約が成立しているものとみなす。

（取引資格の喪失前にした委託者の計算による取引の決済の結了）

第111条 当社は、受託取引参加者が取引資格の全部又は一部を喪失した場合（次条に該当することとなった場合を除く。）において、その受託取引参加者が取引資格を喪失した商品市場に係る委託者の計算による取引の決済を結了していないときは、第86条の規定に

より建玉を移管する場合及び第113条の規定により承継する者がある場合を除き、本人又はその承継者をして当該取引の決済を結了させるものとする。

- 2 前項の場合において、当該受託取引参加者であった者は、委託者の計算による取引を結了する目的の範囲内において受託取引参加者とみなす。
- 3 当社は、第1項の場合において、本人又はその承継者をして商品市場における取引の決済を結了させることが適当でないとき、当該受託取引参加者が取引していた商品市場において取引することができる他の受託取引参加者を指定して、本人又はその承継者の代わりに当該取引の決済を結了させるものとする。
- 4 前項の規定により当社が他の受託取引参加者をして当該取引の決済を結了させるときは、当該受託取引参加者と当該取引の委託者との間には委任契約が成立しているものとみなす。

(取引資格の喪失前にした委託者の計算による取引の決済の結了に関する特例)

第112条 前条の規定にかかわらず、当社は、受託取引参加者が次の各号のいずれかに該当するに至った場合において、その受託取引参加者が取引資格を喪失した商品市場における委託者の計算による取引の決済を結了していないときは、第86条の規定により建玉を移管する場合及び次条の規定により承継する者がある場合を除き、本人又は承継者をして1月以内に当該取引の決済を結了させるものとする。

- (1) 法第235条第3項又は法第236条第1項の規定により法第190条第1項の許可を取り消されたとき
- (2) 法第190条第2項又は法第197条第2項（同条第1項第1号から第4号まで（同項第2号にあっては、合併後存続する法人又は合併により設立される法人が商品先物取引業を行わない場合の当該合併に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定により法第190条第1項の許可が効力を失ったとき
- (3) 第126条第2項第4号の届出を行ったとき

- 2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の取引の決済を結了させる場合について準用する。

(取引資格の喪失前にした海外顧客の計算による取引の決済の結了に関する特例)

第112条の2 当社は、遠隔地仲介取引参加者が取引資格の全部又は一部を喪失した場合において、その遠隔地仲介取引参加者が取引資格を喪失した商品市場に係る海外顧客の計算による取引の決済を結了していないときは、第86条の規定により建玉を移管する場合及び次条の規定により承継する者がある場合を除き、本人又はその承継者をして速やかに当該取引の決済を結了させる。

- 2 前項の場合において、当該遠隔地仲介取引参加者であった者は、海外顧客の計算による取引を結了する目的の範囲内において遠隔地仲介取引参加者とみなす。

- 3 当社は、第1項の場合において、本人又はその承継者をして商品市場における取引の決済を結了させることが適当でないとき、他の遠隔地仲介取引参加者をして当該取引の決済を結了させる。
- 4 前項の規定により当社が他の遠隔地仲介取引参加者をして当該取引の決済を結了させるときは、当該遠隔地仲介取引参加者と当該取引の海外顧客との間に委任契約が成立しているものとみなす。

(取引参加者の地位の承継)

- 第113条 取引参加者が死亡した場合において、その相続人又は受遺者（以下この条において「相続人等」という。）が当該取引参加者と同種の取引資格を有する取引参加者であるときは、その者は、当該取引参加者の権利及び義務を承継する。この場合には、当該相続人等は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければならない。
- 2 取引参加者が死亡した場合において、相続人等が取引参加者たる資格を有する者（前項に規定する者を除く。）であるときは、その者は、当該取引参加者の死亡の日から起算して100日以内に第96条の規定に基づき取引資格の取得の申請を行い、取引資格を取得することにより、当該取引参加者の権利及び義務を承継することができる。
 - 3 第1項又は前項の場合において、相続人等が二人以上あるときは、その相続人等全員の同意をもって選定された一人の相続人等に対してのみ、その規定を適用する。
 - 4 取引参加者を全部又は一部の当事者とする合併の場合（受託取引参加者にあつては、法第225条第1項に規定する認可を受けた場合に限る。）又は分割の場合（受託取引参加者にあつては、法第225条第1項の認可を受けた場合に限る。）において、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により事業を承継した法人は、取引参加者たる地位を承継する。この場合（同種の区分かつ商品部に所属する取引参加者である者が合併又は分割により事業を承継する場合を除く。）において、承継した法人は、遅滞なく、第96条又は第102条第1項に基づく取引資格の取得申請又は第103条第1項の規定に基づく取引参加者の種類の変更を行わなければならない。
 - 5 取引参加者が事業の全部又は一部を譲渡したとき（受託取引参加者にあつては、法第228条第1項の認可を受けた場合に限る。）は、譲受した法人は、その取引参加者の地位を承継する。この場合（同種の及び取引参加者である者が事業を譲受する場合を除く。）において、承継した法人は、遅滞なく、第96条若しくは第102条の規定に基づく取引資格の取得の申請又は第103条の規定に基づく取引参加者の種類の変更を行わなければならない。

第4節 取引参加者の義務等

第1款 通則

(取引参加者契約の締結)

第114条 取引参加者は、当社との間で、取引参加者に関する施行細則に定める取引参加者契約を締結しなければならない。

(取引参加者代表者)

第115条 取引参加者が法人取引参加者（以下この節及び第150条第1項第4号において法人である取引参加者をいう。）である場合は、その代表取締役又は代表執行役（法人取引参加者が外国において設立された法人の場合にあっては、その日本における代表者で、かつ、取締役又は執行役と同等以上の地位にある者）のうちから、当社において当該法人取引参加者を代表するのに適当な者一人（以下「取引参加者代表者」という。）を、取引参加者に関する施行細則に定めるところにより、あらかじめ当社に届け出なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人取引参加者が当社が別に定める場合に該当するときは、代表権のない役員又はこれに準ずる者であっても取引参加者代表者として選任し、当社に届け出ることができる。
- 3 第1項及び前項の規定にかかわらず、遠隔地市場取引参加者又は遠隔地仲介取引参加者は、その代表権を有する者のうちから、当社において当該遠隔地市場取引参加者又は遠隔地仲介取引参加者を代表するのに適当なもの1人を取引参加者代表者と定め、当社に届け出なければならない。
- 4 法人取引参加者は、前三項において届け出た取引参加者代表者を変更するときは、当社にその旨を届け出なければならない。

(遠隔地市場取引参加者又は遠隔地仲介取引参加者の送達代理人)

第115条の2 遠隔地市場取引参加者又は遠隔地仲介取引参加者は、当該遠隔地市場取引参加者又は遠隔地仲介取引参加者に代理して送達を受ける権限を有するものとして、指定清算参加者を送達代理人として定め、当社に届け出なければならない。ただし、当該遠隔地市場取引参加者又は遠隔地仲介取引参加者が会社法第817条第1項の規定により日本における代表者（日本に住所を有するものに限る。）を定めているときは、当該日本における代表者を当社に届け出るものとする。

- 2 前項の送達代理人は、当社からの遠隔地市場取引参加者又は遠隔地仲介取引参加者に対する送達に係る事務の処理を適切、かつ、速やかに行わなければならない。

(取引参加者の定款等の変更の請求)

第116条 当社は、法人取引参加者の定款、役員、業務の遂行の体制又は他の者との共同関係、支配関係若しくは取引関係が、当社の目的又は当社の商品市場の運営に鑑みて適当で

ないと認めるときは、その変更を請求することができる。

- 2 前項の規定に基づき取引参加者に対する変更請求を行おうとする場合において、当社が必要と認めるときは、当該取引参加者に対してあらかじめその旨を通知し、当該取引参加者又はその代理人に対し弁明するための機会を与えることができる。ただし、当該取引参加者が陳述書を提出したときは、その提出をもって弁明に代えることができる。
- 3 前項の場合において、当社は、弁明の機会を与えられた取引参加者又はその代理人が、正当な理由なくして出席しないときは、前項の規定にかかわらず、その変更請求を決定することができる。
- 4 取引参加者は、第1項の変更請求が不当であると認めるときは、変更請求の通知を受けた日から起算して10日以内に、当社に対し、書面をもって理由を示し、異議の申立てを行うことができる。
- 5 当社は、前項の異議の申立てを受理したときは、遅滞なく、当該申立てについて審査を行う。
- 6 当社は、前項の審査の結果、第1項の変更請求を変更し、又は取り消すことが適当であると認めるときは、直ちに当該請求を変更し、又は取り消すものとする。
- 7 当社は、取引参加者に対して第1項の変更請求又は前項の変更請求の変更若しくは取消しを決定したときは、遅滞なく、書面をもって理由を示し、その旨を当該取引参加者に通知する。

(変更の請求に対する対応措置等)

- 第117条 前条第1項の規定に基づき変更の請求を受けた取引参加者は、当社が定めた日時までに当該請求に対する対応措置を講じたときは、書面をもって、その旨を当社に届け出るものとする。
- 2 前項の規定に基づく届出書には、当社の変更請求に対して講じた措置についての説明書を添付しなければならない。
 - 3 当社は、第1項の規定に基づく書面を受理した場合、これについて審査を行い、適当と認めたときは、その旨を当該取引参加者に通知する。

(取引参加料の納入)

- 第118条 取引参加者は、取引参加料等に関する細則に定めるところにより、取引参加料を当社に納入しなければならない。

(信認金)

- 第119条 取引参加者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に規定する金額を信認金として、当社に預託しなければならない。

(1) 農産物市場 農産物部取引参加者 100万円

- (2) 砂糖市場 砂糖部取引参加者 100万円
 - (3) 貴金属市場 貴金属部取引参加者 100万円
 - (4) 米穀指数市場 米穀指数部取引参加者かつ市場取引参加者 10万円
米穀指数部取引参加者かつ受託取引参加者 100万円
- 2 取引参加者は、前項の信託金を預託した後でなければ、当社の商品市場において取引することができない。
- 3 当社は、取引参加者が預託した信託金について、当該取引参加者が租税滞納処分を受け、若しくはその例によって処分を受け、又は裁判所から差押えを受けた場合、当該取引参加者をして当社が指定する金額を当社が指定する日時までに預託させるものとする。

(信託金の優先弁済)

- 第120条 受託取引参加者に対して当社の商品市場における取引を委託した者は、その委託により生じた債権に関し、当該商品市場に係る当該受託取引参加者の信託金について、他の債権者に先だって弁済を受ける権利を有する。
- 2 前項の優先弁済を受ける権利が競合するときは、取引参加者でない委託者の有する権利は、取引参加者である委託者の有する権利に対し優先する。

(有価証券の充用)

- 第121条 信託金は、次項に定める有価証券等をもってこれに充てることができる。
- 2 信託金に充てることができる充用有価証券（以下「信託金充用有価証券」という。）は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第4号から第9号までに掲げるものについては、当社が指定したものに限る。
- (1) 国債証券又は地方債証券
 - (2) 日本銀行の発行する出資証券
 - (3) 特別の法律により法人の発行する債券
 - (4) 金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場において売買取引されている株券
 - (5) 金融商品取引法第67条の11第1項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株券
 - (6) 銀行法（昭和56年法律第59号）による銀行の発行する株券（前2号の株券を除く。）
 - (7) 第4号又は第5号の株券を発行する会社の発行する社債券
 - (8) 信託法（平成18年法律第108号）第185条第1項に規定する受益証券、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第7項に規定する受益証券及び貸付信託法（昭和27年法律第195号）第2条第2項に規定する受益証券
 - (9) 投資信託及び投資法人に関する法律第2条第15項に規定する投資証券、同条第20項に規定する投資法人債券及び同法第220条第1項に規定する外国投資証券

- 3 前項の信認金充用有価証券の充用価格は、当該有価証券の最近の時価を基準として、省令第39条に規定する価格以下において取引参加者に関する施行細則に基づき定めた額とする。
- 4 当社は、信認金充用有価証券の種類若しくは銘柄又は充用価格を変更することにより、取引参加者が預託している信認金の額が当該取引参加者が預託すべき信認金の額に対し、不足を生じたときは、当該取引参加者に対し期限を指定してその不足額を預託させ、超過額を生じたときは、当該取引参加者の請求によりその超過額を返付する。

(信認金充用有価証券の指定等)

第122条 前条第2項第4号から第8号までに掲げる信認金充用有価証券の指定は、次の各号に掲げる要件を満たすもののみにつき行うものとする。

- (1) 額面のあるものにあつては、その時価が額面の2分の1を超えるものであること
 - (2) 銀行株券にあつては、当社の指定銀行であつて当社が取引しているものの発行する株券であること
 - (3) 社債券にあつては、取引所金融商品市場において売買取引されている社債券及び金融商品取引法第67条の11第1項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている社債券であること
 - (4) 貸付信託法第2条第2項に規定する受益証券にあつては、当該受益証券に係る信託取扱期間終了の日から1年以上経過しているものであること
- 2 当社は、信認金充用有価証券が前項に定める要件に適合しなくなったときは、遅滞なく、当該信認金充用有価証券の指定を取り消すものとする。
 - 3 前条及び前二項に規定するもののほか、信認金充用有価証券の充用に関し必要な事項は、当社が定める。

(取引参加者保証金の預託)

- 第123条 当社は、第118条の規定に基づく取引参加料に係る債務の履行を確保するため、取引参加者保証金を、当社が定めるところにより、取引参加者をして当社に預託させることができる。
- 2 取引参加者保証金は、当社が定めるところにより、有価証券をもってこれに充てることができる。

(信認金の返還請求権の譲渡等の禁止)

第124条 取引参加者は、信認金の返付を受ける権利を、他人に譲渡し、又は担保の目的に供してはならない。ただし、受託取引参加者が、委託者保護基金に対し、その信認金の返付を受ける権利を担保の目的に供する場合は、この限りでない。

(施設利用による責任の所在)

第125条 当社は、取引参加者が当社の設置する電子計算機等を利用した売買システムその他の当社の施設を利用したことによって損害を被った場合、法令又はこの業務規程で別に定める場合及び当社に故意又は重過失が認められる場合を除き、これを賠償する責任を負わない。

(届出事項)

第126条 取引参加者は、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当するに至ったときは、遅滞なく、その旨を書面をもって当社に届け出なければならない。

- (1) 第92条各号に掲げる取引参加者たる資格の要件を具備しなくなったとき又は第95条第1項各号に掲げる欠格条件に該当することとなったとき
- (2) 支払不能となり、その他当社又は他の取引参加者との間における契約が履行できない状態になったとき
- (3) 銀行取引の停止処分を受けたとき
- (4) 氏名又は商号（名称を含む。以下同じ。）に変更があったとき
- (5) 本店又は主たる事務所（遠隔地市場取引参加者及び遠隔地仲介取引参加者においては、本店又は当社の商品市場における取引を行う営業所若しくは事務所）の名称及び所在地に変更があったとき
- (6) 法人取引参加者にあつては、定款及び役員の氏名に変更があったとき
- (7) 当社の商品市場における取引に係る訴訟の当事者となったとき、又はその判決があったとき
- (8) 租税滞納処分若しくはその処分の例によって差押えを受け、又は裁判所から差押え、仮処分若しくはその他の保全処分を受けたとき
- (9) 犯罪嫌疑のため起訴されたとき
- (10) 他の商品取引所若しくは大阪取引所において取引参加者等となったとき又は取引参加者等でなくなったとき
- (11) 商品取引清算資格を取得しようとするとき若しくは取得したとき又は喪失しようとするとき若しくは喪失したとき
- (12) 合併、分割又は事業譲渡しようとするとき
- (13) 当社の商品市場において取引をする上場商品又は上場商品指数を変更するとき
- (14) 債務超過となったとき又は監査報告書において疑義が呈されたとき

2 受託取引参加者及び遠隔地仲介取引参加者は、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当するに至ったときは、遅滞なく、その旨を書面をもって当社に届け出なければならない。

- (1) 法第303条第1項の規定により委託者保護基金に通知をしたとき
- (2) 建玉の移管について契約を締結したとき又は解約したとき
- (3) 法第225条第1項又は第228条第1項の規定により、合併、分割又は事業譲渡に係る

主務大臣の認可を受けたとき

(4) 国内に設けたすべての営業所及び事務所において法第2条第22項第1号及び第2号に掲げる行為に係る業務を廃止したとき

(5) 遠隔地仲介取引参加者においては、当社の商品市場における取引を行うすべての営業所及び事務所において法第2条第22項第1号及び第2号に相当する外国の法令の規定による同種の行為に係る業務を廃止したとき

(6) その他取引参加者に関する施行細則に定める場合に該当するに至ったとき

3 取引参加者が次の各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなったときは、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、その旨を書面をもって、当社に届け出なければならない。

(1) 法人取引参加者が破産手続開始の決定により解散し、又は個人取引参加者が破産手続開始の決定を受けた場合においては、その破産管財人

(2) 法人取引参加者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合においては、その清算人

(3) 個人取引参加者が死亡した場合においては、その相続人

(4) 個人取引参加者が成年被後見人となった場合においては、その法定代理人

4 前三項の規定による届出書には、当社の指定する書類を添付しなければならない。

(財務報告)

第127条 清算参加者である取引参加者は、事業年度毎に計算書類等若しくは有価証券報告書又はこれらに準ずる書面を当社が指定する日までに当社に提出しなければならない。

2 取引参加者は、当社の要求があった場合は、純資産額に関する調書その他当社が必要と認める書類を当社が指定する日までに当社に提出しなければならない。

(帳簿の区分経理及び保存)

第128条 取引参加者は、省令第50条第1項の規定により当社の商品市場における取引とその他の取引とを区分して経理しなければならない。

2 前項の当社の商品市場における取引に関する帳簿その他業務に関する書類は、省令第50条第2項の規定により作成し、当該取引参加者の本店、支店その他の営業所又は事務所に備え置き、かつ、同条第3項の規定により10年間保存しなければならない。この場合において、帳簿による保存は省令第51条に規定する電磁的方法による保存に代えることができる。

(受託取引参加者の帳簿の区分経理及び保存)

第129条 受託取引参加者は、省令第113条第1項第2号に規定する帳簿（商品デリバティブ取引日記帳を除く。以下この条において同じ。）について、自己の計算による取引と委託者の計算による取引及び商品市場における取引等（法第2条第21項第1号に掲げるも

の（商品清算取引を除く。）又は第3号に掲げるものに限る。）の受託に係る取引と商品市場における取引等（同項第2号に掲げるもの（取次ぎに限る。）又は第4号に掲げるもの（取次ぎに限る。））の受託に係る取引とを区分して経理しなければならない。

- 2 省令第113条第1項第1号及び第2号の帳簿は、同条第1項の規定により作成し、当該受託取引参加者の本店、支店その他の営業所又は事務所に備え置き、かつ、同条第2項の規定により、同条第1項第1号に掲げるものについては5年間、同条第1項第2号に掲げるものについては10年間（注文伝票にあっては7年間）、それぞれ保存しなければならない。この場合において、帳簿による保存は省令第114条に規定する電磁的方法による保存に代えることができる。

（遠隔地仲介取引参加者の帳簿の区分経理及び保存）

第129条の2 遠隔地仲介取引参加者は、自己の計算による取引と海外顧客の計算による取引について、区分経理しなければならない。

- 2 遠隔地仲介取引参加者は、取引参加者に関する施行細則の定めるところにより帳簿を作成し、当該遠隔地仲介取引参加者の当社の商品市場における取引を行う営業所又は事務所に備え置き、かつ、10年間保存しなければならない。ただし、帳簿による保存を第128条第2項の規定に準じてする電磁的方法による保存に代えることができる。

（帳簿の提出要求及び監査）

第130条 当社は、必要と認めるときは、いつでも取引参加者に対し、前三条に規定する帳簿、書類その他の資料の提出を命じ、かつ、その説明を求めることができる。

- 2 当社は、法第112条第2号、省令第48条、法第157条第1項又は法第349条の2第1項の規定により主務大臣に対し報告するため必要がある場合には、取引参加者に対し、参考となるべき資料の提出を命じ、かつ、その事情の説明を求めることができる。

- 3 当社は、大阪取引所からの市場デリバティブ取引その他の取引等の公正の確保を図るための調査又はクリアリング機構からの商品取引債務引受業における運営等の公正の確保を図るための調査に関し、情報提供の要請があった場合において、当社が当該要請に応じることが相当と認められる場合、いつでも取引参加者に対し、前三条に規定する帳簿、書類その他の資料の提出を命じ、かつ、その説明を求めることができる。

- 4 当社は、情報交換協定等を締結している場合であって、当該協定に基づき情報提供の要請があったときは、当社が当該要請に応じることが相当と認められる場合、当該要請に応じることができる。この場合、いつでも取引参加者に対し、必要な資料の提出を命じ、かつ、その説明を求めることができる。

- 5 当社は、必要と認めるときは、いつでも取引参加者、当該取引参加者と支配関係がある者その他密接な関係を有する者の事務所又は営業所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に関係のある物件を監査することができる。

6 取引参加者は、第1項から第4項までの規定による帳簿、書類の提出命令及び前項の規定による監査を、正当な理由なくして拒んではならない。

7 当社は、取引参加者の財産及び経理の状況を明らかにする必要があると認めるときは、当該取引参加者に対し、公認会計士による監査証明を求めることができる。

(システム売買による取引の申出等)

第131条 システム売買における売付け又は買付けに係る申出は、取引参加者又は法人である取引参加者の役員若しくは使用人が行うものとする。

2 取引参加者は、前項の申出に係る一切の行為について、その責任を負わなければならない。

(取引の虚偽の報告の禁止)

第132条 取引参加者は、当社の商品市場における取引につき、新たな売付け若しくは買付け又は転売若しくは買戻しの別その他これに準ずる事項を偽って、当社に報告してはならない。

(使用者の責任)

第133条 受託取引参加者又は遠隔地仲介取引参加者は、自己の使用人が当社の商品市場における取引に関し、当該受託取引参加者の委託者又は当該遠隔地仲介取引参加者の海外顧客との間において行った一切の行為について、その責任を負わなければならない。

第2款 商品取引清算資格を有しない取引参加者の義務等

(指定清算参加者の指定)

第134条 非清算参加者は、当社の商品市場における取引に係る商品清算取引の委託に関し、指定清算参加者を指定しなければならない。

2 非清算参加者は、前項に規定する指定清算参加者の指定又は変更を行おうとする場合には、あらかじめ、取引参加者に関する施行細則に定めるところにより、当社に申請し、その承認を得なければならない。

(清算受託契約の締結の届出)

第135条 非清算参加者は、清算受託契約を締結しようとするときは、あらかじめ、取引参加者に関する施行細則に定めるところにより、その内容を当社に届け出なければならない。

(清算受託契約の解約の報告)

第136条 非清算参加者は、清算受託契約を解約するときは、次の各号に掲げる解約の区分に応じ、当該各号に規定するところにより、その内容を当社に報告しなければならない。

(1) 合意による解約

当該解約を行おうとする日から起算して4営業日前に当たる日までに報告を行う。

(2) 非清算参加者が事前に指定清算参加者に対し書面により契約の解約の意思を申出をしたことによる解約

当該解約の意思の申出をした後遅滞なく報告を行う。

(3) 非清算参加者が事前に指定清算参加者から書面により契約の解約の意思の申出を受けたことによる解約

当該解約の意思の申出を受けた後遅滞なく報告を行う。

(4) 非清算参加者が商品清算取引の委託に基づく取引に係る債務についての期限の利益の喪失事由に該当したことによる解約

当該解約を行おうとする日の前日までに報告を行う。

第5節 取引参加者の制裁及び措置等

(取引参加者に対する制裁)

第137条 当社は、取引参加者が次の各号のいずれかに該当することとなったと認めるときは、当該取引参加者に対し当該各号に掲げる制裁を加えることができる。

(1) 取引参加料、信認金その他当社に納入し、又は預託しなければならない金銭及び充用有価証券を当社が定める日時までに納入又は預託しないときは、戒告、6月以内で当社が定める期間の当社の全部若しくは一部の商品市場における取引若しくは商品清算取引の委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消し

(2) 当社の商品市場における取引について、他人に名義を貸与したときは、1億円以下の過怠金の賦課、6月以内で当社が定める期間の当社の全部若しくは一部の商品市場における取引若しくは商品清算取引の委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消し

(3) 当社の商品市場における取引の成立に際し、正当な理由なくその成立につき異議を申し立て、その他当社の商品市場における秩序を著しく乱し、又は他の取引参加者の取引を著しく妨げたときは、戒告、1億円以下の過怠金の賦課、6月以内で当社が定める期間の当社の全部若しくは一部の商品市場における取引若しくは商品清算取引の委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消し

(4) 銀行取引の停止処分を受けた場合は、6月以内で当社が定める期間の当社の全部若しくは一部の商品市場における取引若しくは商品清算取引の委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消し

(5) 純資産額を偽って表示したときは、1億円以下の過怠金の賦課、6月以内で当社が定める期間の当社の全部若しくは一部の商品市場における取引又は商品清算取引の委託

の停止若しくは制限又は取引資格の取消し

- (6) 当社が取引参加者に対し正当な理由に基づき帳簿その他の書類又は報告書の提出を命じ、又は本人若しくはその使用人の出頭を命じた場合において、正当な理由なくこれに応ぜず、又は虚偽の帳簿その他の書類又は報告書を提出したときは、戒告、1億円以下の過怠金の賦課、6月以内に当社が定める期間の当社の全部若しくは一部の商品市場における取引若しくは商品清算取引の委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消し
 - (7) 当社の指示、変更請求又は決定を遵守せず、又は正当な理由なくこれを忌避したときは、戒告、1億円以下の過怠金の賦課、6月以内に当社が定める期間の当社の全部若しくは一部の商品市場における取引若しくは商品清算取引の委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消し
 - (8) 取引の信義則に反する行為又は当社若しくは当社の取引参加者の信用を傷つける行為をしたときは、戒告、1億円以下の過怠金の賦課、6月以内に当社が定める期間の当社の全部若しくは一部の商品市場における取引若しくは商品清算取引の委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消し
 - (9) 前各号に掲げる事由のほか、関係法令若しくは定款、この業務規程、受託契約準則、紛争処理規程その他の当社の定める規則の規定に違反したとき又はそれらの規定に基づく処分に違反したときは、戒告、1億円以下の過怠金の賦課、6月以内に当社が定める期間の当社の全部若しくは一部の商品市場における取引若しくは商品清算取引の委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消し
- 2 当社は、前項において戒告をし、過怠金を賦課し、又は取引若しくは商品清算取引の委託の停止若しくは制限を命じることとなった場合、当該制裁とともに日時を定めて前項各号に掲げる行為によって招来された状態を正常化するための措置をとることを、当該行為を行った取引参加者に対し命じることができる。
- 3 当社は、前項の場合において、定められた日時までに命ぜられた措置をとらなかったときは、当該取引参加者の取引資格を取り消すことができる。
- 4 取引参加者は、その使用人の行為により第1項各号のいずれかに該当することとなった場合であっても、使用人の行為に基づく故をもってはその責めを免れることはできない。
- 5 第1項の過怠金の賦課及び取引若しくは商品清算取引の委託の停止又は制限は、これを併課することができる。
- 6 当社は、第1項又は第3項の規定に基づき、当社の全部若しくは一部の商品市場における取引若しくは商品清算取引の委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消しの制裁を受けることとなる取引参加者が同時に他の商品取引所の取引参加者等であるときは、当該取引参加者の氏名又は商号、制裁の種類及びその事由並びに審査の経過の概要について、その制裁の執行前までに到達するよう当該他の商品取引所に対し通知するものとする

る。

- 7 当社は、第1項又は第3項の規定に基づき、当社の全部若しくは一部の商品市場における取引若しくは商品清算取引の委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消しの制裁を受けることとなる取引参加者の氏名又は商号、制裁の種類及びその事由並びに審査の経過の概要について、その制裁の執行前までに到達するようクリアリング機構に対し通知するものとする。

(制裁に対する弁明の機会)

第138条 当社は、前条の規定に基づき取引参加者に制裁を加えようとするときは、当該取引参加者に対してあらかじめその旨を通知し、当該取引参加者又はその代理人に対し弁明する機会を与えなければならない。ただし、当該取引参加者が陳述書を提出したときは、その提出をもって弁明に代えることができるものとする。

- 2 前項の場合において、取引参加者の取引資格の取消しについては、その当日から起算して10日前の日までに当該取引参加者に対し、その旨及び取引資格の取消しの理由を記載した書面を送付するものとする。
- 3 第1項の場合において当社は、弁明の機会を与えられた取引参加者又はその代理人が、正当な理由なく出席しないときは、同項の規定にかかわらず、その制裁を決定することができる。

(取引の停止)

第139条 当社は、取引参加者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に規定する措置を講ずるものとする。ただし、第4号又は第5号にあっては、当該受託取引参加者が引き続き当社の取引参加者である場合には、当社が必要と認める範囲において同号に規定する措置を講ずるものとする。

- (1) 清算参加者が、クリアリング機構により商品取引清算資格の取消し又は債務の引受けの全部若しくは一部の停止の処分（次条第2項第2号に規定する処分を除く。）を受けた場合

当該処分の内容に応じた当社の商品市場における取引の停止

- (2) 非清算参加者の指定清算参加者が、クリアリング機構により商品取引清算資格の取消し又は債務の引受けの全部若しくは一部の停止の処分を受けた場合

当該処分の内容に応じた当該非清算参加者の当社の商品市場における取引又は商品清算取引の委託の停止

- (3) 非清算参加者が、指定清算参加者の指定をしていない場合

当社の商品市場における取引又は商品清算取引の委託の停止

- (4) 受託取引参加者が法第197条第3項による公告を行った場合又は遠隔地仲介取引参加者がこれに相当する外国の法令の規定による同種の行為を行った場合において、第

104条に規定する取引資格の全部喪失届出を行わない場合

当社の商品市場における取引又は商品清算取引の委託の停止

- (5) 受託取引参加者が第126条第2項第4号の届出を行った場合又は遠隔地仲介取引参加者が同項第5号の届出を行った場合

当社の商品市場における取引又は商品清算取引の委託の停止

- 2 前項第3号の場合において、指定清算参加者が非清算参加者との間における清算受託契約の解約により指定清算参加者でなくなったときは、同号の規定にかかわらず、当該非清算参加者は、当該非清算参加者の当社の商品市場における取引又は商品清算取引の委託に基づく取引で未決済のものを解消するために必要とする範囲内において、当社の承認を受けて、当社の商品市場における取引又は商品清算取引の委託を行うことができる。
- 3 前項の場合において、それまで指定清算参加者であった者は、非清算参加者の当社の商品市場における取引又は商品清算取引の委託に基づく取引で未決済のものを解消するために必要とされる範囲内において、なお、当該非清算参加者の指定清算参加者とみなす。
- 4 当社は、第1項（第3号、第4号又は第5号に掲げる場合に限る。）に該当することとなった取引参加者が、国内の他の商品取引所の取引参加者等であるときは、当該取引参加者の氏名又は商号及びその内容を、当該他の商品取引所に通知するものとする。
- 5 当社は、第1項（第3号、第4号又は第5号に掲げる場合に限る。）に該当することとなった取引参加者の氏名又は商号及びその内容を、クリアリング機構に通知するものとする。
- 6 第144条の規定は、第1項の規定に基づく措置を行った場合について準用する。

（違約等の場合の措置）

第140条 当社は、取引参加者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、当該取引参加者（以下この条において「違約者」という。）の当社の商品市場における取引又は商品清算取引の委託を停止するとともに、当該取引参加者の建玉について第84条の規定に基づき処理するものとする。

(1) 信託金を預託しないとき

(2) 取引参加料その他当社に納入又は預託すべき金銭を、納入又は預託しないとき

- 2 当社は、取引参加者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、当該取引参加者を違約者とみなし、前項の規定を適用する。

(1) 破産手続開始の決定を受けたとき又は外国の法令上これと同等に扱われたとき

(2) 清算参加者にあつては、クリアリング機構において支払不能等と取扱われたとき

(3) 第126条第1項第2号の届出があつたとき

(4) 他の商品取引所において違約者となったとき又は商品取引所に相当する外国の施設から同等に扱われたとき

- 3 前二項の規定により非清算参加者の指定清算参加者が違約者となったときは、当該非

清算参加者を違約者とみなし第1項の規定を適用する。ただし、当該非清算参加者が直ちに他の指定清算参加者を指定した場合その他当社が違約者とみなす必要がないと特に認めたときは、この限りではない。

- 4 当社は、指定清算参加者から、清算受託契約に基づき非清算参加者が当該指定清算参加者に対する期限の利益を喪失したことをもって、当該非清算参加者の建玉の整理を行いたい旨の申出があり、当社が当該事実を確認したときは、当該非清算参加者を違約者とみなし、前条第1項、第4項及び第5項の規定を適用する。
- 5 当社は、第1項、第2項（第1号又は第3号に掲げる場合に該当することとなったときに限る。）又は第3項（第1項又は第2項第1号に掲げる場合に該当することとなったときに限る。）に該当することとなった取引参加者が、国内の他の商品取引所の取引参加者等であるときは、当該取引参加者の氏名又は商号及びその内容を、当該他の商品取引所に通知するものとする。
- 6 当社は、第1項、第2項（第1号又は第3号に掲げる場合に該当することとなったときに限る。）又は第3項（第1項又は第2項第1号に掲げる場合に該当することとなったときに限る。）に該当することとなった取引参加者の氏名又は商号及びその内容を、クリアリング機構に通知するものとする。
- 7 第144条の規定は、第1項及び第2項の規定に基づく措置を行った場合について準用する。

（取引の停止の解除等）

- 第141条 第137条第1項の規定に基づき当社の全部又は一部の商品市場における取引又は商品清算取引の委託の停止又は制限の制裁を受けた取引参加者は、当該制裁を受けた原因を除去したとき又は同条第2項の規定に基づき命ぜられた措置を定められた日時までに行ったときは、その旨を書面をもって、当社に届け出るものとする。この場合において、当該取引参加者はその制裁の解除を申請することができる。
- 2 前項の規定に基づく届出書には、その制裁を受けた原因を除去するために行った措置についての説明書を添付しなければならない。
 - 3 当社は、第1項の規定に基づく書面を受理した場合、これを審査し適当と認めたときは、その取引若しくは商品清算取引の委託の停止を解除又は軽減することができる。
 - 4 第137条第6項及び第7項並びに第144条の規定は、前項の規定に基づき制裁を解除又は軽減した場合について準用する。

（異議の申立て）

- 第142条 取引参加者は、自己に加えられた制裁（取引資格の取消しを除く。）について不服があるときは、制裁を受けた日から起算して10日以内に、書面をもって当社に対し異議の申立てをすることができる。

- 2 当社は、前項の規定による異議の申立書を受理したときは、これを審査し、その承認又は不承認を決定する。
- 3 異議の申立てを行った取引参加者は、異議の申立てが承認されないときは、審査に要した費用を負担しなければならない。
- 4 第144条の規定は、第2項の規定に基づき承認又は不承認を決定した場合について準用する。

(制裁の特例)

第143条 当社は、第137条第1項の規定にかかわらず、取引参加者が他の商品取引所において取引若しくは商品清算取引の委託を停止し、若しくは制限する処分を受けることとなった場合、又はクリアリング機構において商品取引清算資格を取消し、若しくは債務の引き受けの全部若しくは一部を停止する処分を受けることとなった場合は、当該処分の範囲内において当該取引参加者に対し制裁を加え、又は1億円以下の過怠金を賦課することができる。

- 2 当社は、前項の規定に基づき取引若しくは商品清算取引の委託を停止し、又は制限する制裁を加えた場合において、他の商品取引所又はクリアリング機構から第141条第4項に定める通知と同様の通知を受けたときは、当該取引参加者に対し加えた制裁を解除又は軽減することができる。
- 3 当社は、第1項の規定に基づくもののほか、取引参加者が法第232条第2項、法第235条第2項又は法第236条第1項の規定に基づき主務大臣から商品市場における取引又は商品先物取引業の停止命令を受けたときは、当該処分の内容に応じ、当社の全部又は一部の商品市場における取引若しくは商品清算取引の委託の停止若しくは制限を行うことができる。
- 4 当社は、第1項の規定に基づくもののほか、法第160条の規定に基づき主務大臣から取引参加者の取引資格を取り消すべき旨又は6月以内の期間を定めて取引参加者の商品市場における取引若しくは商品清算取引の委託を停止すべき旨の命令があったときは、当該命令に基づき当該取引参加者を処分するものとする。
- 5 第138条の規定は、第1項の規定に基づき制裁を加えようとする場合について、第137条第6項及び第7項並びに次条の規定は、第1項の規定に基づき制裁を加えた場合について、それぞれ準用する。
- 6 第137条第6項及び第7項並びに次条の規定は、第2項の規定に基づき制裁を解除又は軽減した場合について準用する。

(制裁の通知)

第144条 当社は、取引参加者に対する制裁を決定したときは、遅滞なく、書面をもって理由を示し、その旨を当該取引参加者に通知する。

(商品先物取引業等停止処分の表示)

第145条 商品先物取引業を停止された受託取引参加者又は国内若しくは外国の法令の規定による命令により取引を停止された遠隔地仲介取引参加者は、その停止期間中、当社の商品市場における取引の受託をしない旨を、公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

(通報)

第146条 取引参加者は、他の取引参加者が定款、この業務規程、受託契約準則、紛争処理規程その他の規則に違反する行為をなし、又は取引について不正若しくは不穏当な行為があることを発見したときは、その事実を記載し、かつ、記名押印した書面をもって当社に通報することができる。

- 2 当社は、前項に規定する書面を受理したときは、直ちに通報された取引参加者に対し、通報者の氏名又は商号を削除したその書面の写しを交付し、これに対する回答を求めなければならない。
- 3 前項の書面の写しの交付を受けた取引参加者は、当該書面の写しを受理した日から起算して5日以内に、又は当社が指定する日までに、記名押印した書面をもって当社に回答しなければならない。
- 4 当社は、前項の規定による回答があったとき、又は前項に定める期日までに回答がなかったときは、遅滞なく、その通報事項の内容について審議する。
- 5 当社は、前項の規定による審議の結果、通報された取引参加者が第137条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、本節の規定に基づき処理するものとする。

(取引の信義則に反する行為)

第147条 取引の信義則に反する行為とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 不公正な取引又は受託を行うこと。
- (2) 信用の保持を欠くこと。
- (3) 委託者保護に欠ける行為を行うこと。
- (4) 不注意又は怠慢な取引又は受託を行うこと。

(勧告)

第148条 当社は、取引参加者の当社の商品市場における取引に係る業務若しくは当該取引参加者の営む他の業務、当該取引参加者と支配関係を有する他の法人の業務又は財産の状況等が、当社の目的又は当社の商品市場の運営に鑑みて適当でないと認めるときは、当該取引参加者に対し、適切な措置を講ずることを勧告することができる。

- 2 当社は、前項の勧告を行った場合において必要があると認めるときは、当該取引参加者

に対し、その対応について報告を求めることができる。

第6節 その他

(預託金の利息)

第149条 当社は、取引参加者が現金をもって預託した信託金に対しては、利息を支払わない。

第13章 雑則

(揭示事項)

第150条 当社は、次の各号に掲げる事項を揭示するものとする。

- (1) 定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程の変更
- (2) 取引資格の取得、追加及び喪失に関する事項
- (3) 取引資格の種類の変更
- (4) 法人取引参加者代表者の変更
- (5) 取引参加者の氏名又は商号若しくは名称の変更
- (6) 取引参加者の過怠金
- (7) 取引の停止若しくは制限又はそれらの解除若しくは軽減
- (8) 取引資格の取消し
- (9) 立会の臨時停止又は臨時実施
- (10) 立会時間の変更
- (11) 納会日、取引最終日及び最終決済日の変更
- (12) 売買数量又は建玉数量の制限
- (13) 取引参加料その他当社に納入しなければならないものの額又は徴収率等の決定又は変更
- (14) 受渡しに関する事項
- (15) 現物先物取引及び限日現金決済先物取引にあっては、商品市場における一の計算区域ごとの上場商品の種類別及び取引の期限別の総取引高及び取引の成立した対価の額並びに最初、最高、最低及び最終の成立した単位数量当たりの対価の額
- (15)の2 指数先物取引にあっては、商品市場における一の計算区域ごとの上場商品指数の種類別及び取引の期限別の総取引高並びに取引の成立した最初、最高、最低及び最終に成立した約定数値
- (16) 現物先物取引及び限日現金決済先物取引にあっては、商品市場における一の計算区域ごとの上場商品の種類別、取引の期限別、取引参加者別（受託取引参加者にあっては、委託者の計算をもってする建玉又は自己の計算をもってする建玉の別）及び売り又は

買いの別の総取組高

(16)の2 指数先物取引にあっては、商品市場における一の計算区域ごとの上場商品指数の種類別、取引の期限別、取引参加者別（受託取引参加者にあっては、委託者の計算をもってする建玉又は自己の計算をもってする建玉の別）及び売り又は買いの別の総取組高

(17) 実物取引にあっては、商品市場における一の計算区域ごとの上場商品の種類別の総取引高及び取引の成立した対価の額並びに最初、最高、最低及び最終の成立した単位数量当たりの対価の額

(18) 前各号のほか、当社が必要と認める事項

2 前項各号に掲げる事項の揭示は、当社の電子公告に準ずる電磁的方法により行うものとする。

3 第1項各号に掲げる事項の揭示期間は、第1号から第8号までについてはその目的終了まで、第9号から第14号までは5日間、第15号から第17号までは当日限り、第18号については当社がその都度定めることとする。

4 取引参加者は、第1項の揭示があった後は、当社に対し、これらの揭示事項の不知を主張することができない。

（臨機の処置）

第151条 この業務規程で定められていない事項について、臨機の処置を必要とするときは、この業務規程の趣旨に準じて取締役会の決議をもってこれを定める。

（天災地変等の場合における特別の措置）

第152条 当社は、天災地変、経済事情の激変、その他やむを得ない理由により、取引参加者による当社の商品市場における取引の履行その他のこの業務規程に定める義務の履行が不可能又は著しく困難であると認めるに至ったときは、その原因が軽減又は除去されたと認められるまで、当該義務の履行の延期その他の特別の措置をとることができる。

（主務大臣の命令による措置）

第153条 当社の代表取締役は、主務大臣が当社に対し、法第118条の規定に基づき同条第2号に掲げる事項を命じたときは、その命令に基づく所要の処置を講ずるものとする。

（市場運営に関する必要事項の決定）

第154条 当社は、この業務規程に定めるもののほか、市場運営に関し必要な事項を決定することができる。

（異議の申立て）

第155条 取引参加者及び委託者等は、この業務規程の定めに基づき当社が行う措置に対して、特段の定めがある場合を除き、異議を申し立てることができない。

第14章 削除

第156条から第159条まで 削除

第15章 限日現金決済先物取引に係る特例

(理論現物価格)

第160条 当社は、限日現金決済先物取引実施細則の定めるところにより、理論現物価格を算出する。

2 当社は前項に基づき算出した理論現物価格を、クリアリング機構に通知する。

3 限日現金決済先物取引の建玉については、転売又は買戻しにより売買約定を結了するものとし、転売又は買戻しにより売買約定を結了されないものについては第1項に規定する理論現物価格によりロールオーバーを行う。

第16章 指数先物取引の決済の特例

(最終決済日)

第161条 米穀指数取引の最終決済日は、偶数月の最終営業日とする。

2 前項の規定にかかわらず当社は、必要があると認める場合には、偶数月の最終営業日後の営業日を臨時に最終決済日とすることができる。この場合において、当社は、あらかじめその旨を取引参加者に通知するものとする。

(最終決済数値)

第162条 米穀指数取引の最終決済数値は平均米価とし、当社は、これを算出後速やかにクリアリング機構に通知する。

(当月限建玉の決済方法)

第163条 当社は、当月限取引最終日までに転売又は買戻しが行われなかった建玉について、前条に規定する最終決済数値をもって、取引を結了させるものとする。

(最終決済に伴う金銭の授受)

第164条 非清算参加者は、米穀指数取引における最終決済において、最終決済数値と当月限取引最終日の帳入数値とを比較して差が生じたときは、最終決済日において、指定清算

参加者との間で、その差に相当する金銭を授受するものとする。この場合において、当該金銭を支払う非清算参加者は、クリアリング機構が定める決済時限までの指定清算参加者が指定する日時までに、当該指定清算参加者に交付しなければならない。

(指定現物市場における売買に基づく決済)

第165条 米穀指数取引に建玉を有する取引参加者、受託取引参加者に米穀指数取引の委託を行った者（以下「米穀指数取引委託者」という。）又は取次者に米穀指数取引の委託の取次ぎを委託した者（以下「米穀指数取引取次委託者」という。）が、同一の限月において反対の建玉を有する取引参加者、米穀指数取引委託者又は米穀指数取引取次委託者との間で、当該米穀指数取引における取引を結了させることに合意した上で、当月限取引最終日までに当社が指定する米穀の現物市場（以下「指定現物市場」という。）において売買を行ったあと、取引参加者がその旨の申出を行った場合は、当社は、当該申出に係る建玉について、転売及び買戻しが行われたものとみなして、当該米穀指数取引を結了させるものとする。この場合において、取引を結了させる数値は、当該指定現物市場における売買の日（当該日が当社の休業日である場合は、その直前の営業日）に係る米穀指数の帳入数値（指定現物市場で売買を行った者双方が建玉を有する同一の限月に係る帳入数値）とする。

- 2 前項に規定する取引の結了に係る数量は、指定現物市場における売買の当事者の合意に基づくものとする。
- 3 第1項に規定する申出は、指定現物市場における売買の日の翌々日（当該翌々日が当社の休業日である場合は、その直後の営業日）までに行わなければならない。ただし、当月限の取引について、その当月限取引最終日又はその前日における指定現物市場での売買に基づく結了を行おうとするときは、当該当月限取引最終日までにその申出を行わなければならない。
- 4 当社は、前項に規定する申出日の午前8時45分から午後4時40分までの間において、第1項の申出を受け付けるものとする。

(申出の方法)

第166条 前条第1項の規定に基づく申出を行う取引参加者は、当社が定める申出書に指定現物市場での売買が完了したことを証するものその他の当社が別に定める書類等を添付して当社に差し出さなければならない。

(申出の成立と承認)

第167条 第165条第1項に規定する申出は、売方又は買方のいずれか一方のものに基づく申出と、これと対当させるために行われた申出とが合致したときに成立する。

- 2 当社は、前項の規定に基づき成立した申出について、指定現物市場で売買が行われたこ

とを当社が確認できた場合に承認する。この場合において、当社は、承認した旨を遅滞なく申出を行った取引参加者に通知する。

- 3 当社は、前項に規定する確認を行うため、指定現物市場に対し、情報の提供を求めることができる。

(変更又は取消しの申出)

第168条 取引参加者は、前条第1項に基づき成立した申出について、変更又は取消しの申出を行うことができる。ただし、当該申出は、前条第1項の規定に基づく申出の成立の日の午後4時40分までに、売方及び買方が共同して行わなければならない。

- 2 前項の申出は、当社が別に定める申出書により行うものとする。
- 3 前条の規定は、前項の変更又は取消しの申出に準用する。

附則（令和3年3月19日）

- 1 この業務規程は、令和3年4月1日又は農林水産大臣認可の日（令和3年3月19日）のいずれか遅い日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この業務規程の施行に伴い、施行日前の業務規程は、これを廃止する。
- 3 施行日前の定款及び業務規程に基づいてなされた事項は、施行日においてこの業務規程の相当する規定に基づいてなされたものとみなす。

附則（令和4年5月10日）

- 1 この業務規程の変更は、農林水産大臣の認可の日（令和4年5月10日）から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、天災地変等やむを得ない事由により、同項に定める施行日に施行することが適当でないと本所が認める場合には、当該日以後の本所が定める日から施行する。

附則（令和4年7月13日）

この業務規程の変更は、農林水産大臣の認可の日（令和4年7月13日）又は令和4年10月4日のいずれか遅い日から施行する。

附則（令和4年10月27日）

- 1 この業務規程の変更は、農林水産大臣の認可の日（令和4年10月27日）又は令和5年10月1日のいずれか遅い日から施行する。
- 2 取引参加者は、この業務規程の変更の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第49条の3第2項、第54条の2第2項及び第64条の2第2項の規定の例により、本所に通知することができる。この場合において、これらの規定の例によりされた通知は、施行日においてこれらの規定により行われたものとみなす。

附則（令和 5 年 1 月 16 日）

この業務規程の変更は、令和 5 年 3 月 27 日又は商品先物取引法（昭和 25 年法律第 239 号）第 156 条第 1 項の規定に基づく認可を受けた日（令和 5 年 1 月 16 日）のいずれか遅い日から施行する。

附則（令和 5 年 11 月 23 日）

この業務規程の変更は、令和 5 年 11 月 23 日又は商品先物取引法（昭和 25 年法律第 239 号）第 156 条第 1 項の規定に基づく認可を受けた日（令和 5 年 10 月 17 日）のいずれか遅い日から施行する。

附則（令和 6 年 6 月 21 日）

- 1 この業務規程の変更は、令和 6 年 8 月 13 日又は商品先物取引法（昭和 25 年法律第 239 号）第 156 条第 1 項の規定に基づく認可を受けた日（令和 6 年 6 月 21 日）のいずれか遅い日から施行する。
- 2 米穀指数取引の取引開始日は、この業務規程の変更の施行の日とし、第 14 条の 5 の規定にかかわらず、当初の取引限月を令和 7 年 2 月限、同年 4 月限及び同年 6 月限とするとともに、令和 6 年 9 月 1 日に令和 7 年 8 月限の取引を、令和 6 年 11 月 1 日に令和 7 年 10 月限の取引を、令和 7 年 1 月 6 日に令和 7 年 12 月限の取引を、それぞれ開始するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、天災地変その他やむを得ない事由により、同項に定める日に取引を開始することが適当でないと当社が認める場合には、当社は、この業務規程の変更の施行の日以後の日を米穀指数取引の取引開始日とすることができる。この場合において、取引開始に際し必要な事項は、当社がその都度定める。

附則（令和 6 年 10 月 22 日）

- 1 この業務規程の変更は、令和 6 年 11 月 5 日又は商品先物取引法（昭和 25 年法律第 239 号）第 156 条第 1 項の規定に基づく認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この業務規程の変更は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、前項に定める日から施行することが適当でない場合には、当該日から 3 月以内の日で、当社が別に定める日から施行する。

別表 1（第 1 条第 2 項関係）

用語	定義
限月	月を取引の期限の単位とする取引における区分を表すもの
当月限	現物先物取引においては、当月限納会日の、指数先物取引において

用語	定義
	は、当月限取引最終日の属する月を迎えた限月
当月限納会日	現物先物取引において、各限月の取引に係る立会が終了する日
当月限取引最終日	指数先物取引において、各限月の取引に係る立会が終了する日
最終決済日	指数先物取引において、当該日における当月限の取引をすべて終了させる日
新甫	新たに取引が開始されることとなる限月
現物先物取引	当事者がこの業務規程の定めるところにより、標準品の売買約定を行い、受渡日において受渡供用品及びその対価を授受することを約する売買取引であって、標準品の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によって決済することができる取引
受渡日	受渡供用品及びその対価の授受する日
受渡供用品	受渡しに提供できる商品として当社が各受渡細則において定める物品
限日現金決済先物取引	限日現金決済先物取引は、一の計算区域において成立し、又は一の計算区域の終了時におけるロールオーバー（限日現金決済先物取引の建玉について、その建玉が存在する計算区域において転売又は買戻しが行われないときは、当該計算区域を取引の期限とする建玉が当該計算区域の翌計算区域の直前に消滅し、同時に、消滅した建玉と同一の内容（限日現金決済先物取引については当該計算区域の直後の計算区域とする。以下同じ。）を有する建玉が新たに発生することをいう。）により発生し、転売若しくは買戻し又はロールオーバーにより消滅する取引
実物取引	当事者が特定する日において商品及びその対価を現に授受することを約する売買取引であって、転売や買戻しによる売買約定の結了をすることができない取引
標準品取引	売買約定は標準品を用いて行い、受渡しは標準品と受渡供用品の価格調整に基づき受渡代金を計算することにより、受渡供用品によって受渡しができる取引方法
商品指数	二以上の商品たる物品の価格の水準を総合的に表した数値、一の商品たる物品の価格と他の商品たる物品の価格の差に基づいて算出された数値その他の二以上の商品たる物品の価格に基づいて算出された数値
指数先物取引	商品指数についてあらかじめ約定する数値と将来の一定の時期における現実の当該商品指数の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引

用語	定義
価格調整表	法第104条第1項に規定する格付表として当社が定める表
価格調整	法第104条第1項に規定する格付として当社が定めるもの
上場商品構成品	法第2条第7項に規定する上場商品に含まれるものとして、当社がこの業務規程において定める物品
上場商品指数対象品	法第2条第8項に規定する上場商品指数に係る商品指数の対象となる物品に含まれるものとして、当社がこの業務規程において定める物品
取引の対象	第10条に規定するもの及び第14条の2に規定する数値
標準品	現物先物取引における取引の対象として第11条第2項に定めるもの
直接接続者	直接接続細則に定める直接接続契約を当社との間で締結した受託取引参加者から、売買注文の入力その他取引に付随する行為を行うことにつき委任を受けた委託者又は取次委託者
直接接続方式	直接接続者が自己の取引端末装置を直接に当社の中央処理装置に接続して売買注文の入力等を行う方式
中央処理装置	当社において対当する売買注文の間に取引を成立させる装置
ギブアップ	第15条又は第36条の2の規定に基づき売買約定が成立した後、当該売買約定を成立させた取引参加者の売買約定の全部又は一部について、他の取引参加者の売買約定が成立したのものとして付け替えること（第15条第5項又は第36条の2第5項に規定する場合を除く。）
EFP取引	当社の指定する現物先物取引、限日現金決済先物取引及び指数先物取引において、現物取引の売買契約を締結した者が、現物取引の売契約者の当社における買付注文と、現物取引の買契約者の当社における売付注文とについて、同一価格において、同一の取引期限、かつ、同一数量につき、当該注文の売買約定を成立させる取引
ストップロス取引	委託者との間で損失限定取引に関する契約（「損失限定取引契約」という。）を締結した受託取引参加者が、損失限定取引契約の定めるところにより、当該受託取引参加者の自己の計算による注文と、当該委託者の転売又は買戻しの注文を、同一の取引期限、同一値段及び同一数量で当社に申し出ることにより、売買約定を成立させる取引
損失限定取引	商品市場における相場等に係る変動により生ずることとなる損失（委託手数料を除く。）の額が、委託者証拠金等（受託契約準則に規定する委託者証拠金及び当該取引に必要なものとして受託取引参加者が定めた証拠金をいい、当該取引のためにあらかじめ差し入れたものに限る。）の額を上回るおそれのない取引

用語	定義
ロスカット注文	委託者がその計算において行った取引を決済した場合に委託者に生ずることとなる損失の額又はその委託者証拠金等に対する割合（以下「計算上の損失の額又は割合」という。）が、当該委託者との間であらかじめ約した計算上の損失の額又は割合に達した場合に行う転売又は買戻しの注文
商品取引清算機関	商品取引債務引受業を営むことについて法第167条の規定に基づき主務大臣の許可を受けた者
クリアリング機構	株式会社日本証券クリアリング機構
業務方法書	クリアリング機構が定める商品取引債務引受業に関する業務方法書
証拠金規則	クリアリング機構が業務方法書の規定に基づき定める商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則
清算参加者	法第2条第19項に規定する清算参加者
商品取引清算資格	業務方法書に規定する商品取引清算資格
非清算参加者	当社の商品市場の取引参加者であって、当該商品市場に係る商品取引清算資格を有しない取引参加者
指定清算参加者	非清算参加者が、清算受託契約を締結することにより常に商品清算取引の委託先とする一他社清算参加者（業務方法書に定めるところにより商品清算取引を行うことができる商品取引清算資格を有する者をいう）
清算受託契約	業務方法書に規定する清算受託契約
取次者	商品先物取引業を行うことについて法第190条第1項の規定に基づき主務大臣の許可を受けている者であって、取引の委託の取次ぎを受ける者
取次委託者	取次者に対して取引の委託の取次ぎを委託する者
解け合い	当社が定める一定の条件に基づき売買約定を解消させること
立会外取引	現物先物取引、限日現金決済先物取引及び指数先物取引において、同一価格により、同一の取引の期限かつ同一数量の売注文及び買注文につき、立会によらず当該売買約定を成立させる取引
委託者保護基金	法第279条の規定に基づき認可を受けた委託者保護基金

別表2 平均米価の算出に関する表（第14条の3関係）

- 1 第14条の3に規定する平均米価の算出は、以下の式により行うものとする。

$$Y = \exp(\alpha + \beta_1 X_1 + \beta_2 X_2 + \beta_3 X_3 + \beta_4 X_4 + \beta_5 X_5 + \beta_6 X_6)$$

Y ：平均米価、 $X_1 \sim X_6$ ：変数、 α ：定数項、 $\beta_1 \sim \beta_6$ ：各変数の係数、

$\exp$ ：自然対数の底の指数関数

X_1 前々月から前月の全銘柄平均価格の変化率 $X_1 = (\text{前月の全銘柄平均価格} - \text{前々月の全銘柄平均価格}) / \text{前々月の全銘柄平均価格}$
X_2 前月の相対取引価格（全銘柄平均価格）（※対数化） $X_2 = \ln(\text{前月の全銘柄平均価格})$
X_3 需給に関する現状DI（※対数化） $X_3 = \ln(\text{需給現状DI})$
X_4 需給に関する見込DI（※対数化） $X_4 = \ln(\text{需給見込DI})$
X_5 米価に関する現状DI（※対数化） $X_5 = \ln(\text{米価現状DI})$
X_6 米価に関する見込DI（※対数化） $X_6 = \ln(\text{米価見込DI})$

- 2 定数項 α 及び各変数の係数 β_1 から β_6 までの数値の公表は、指数先物取引実施細則において定める。
- 3 前二項の規定にかかわらず、当社が平均米価を算出するに当たり、農林水産省が毎月公表する「米の相対取引価格・数量」又は公益社団法人米穀安定供給確保支援機構が毎月公表する「米取引関係者の判断に関する調査結果」のいずれか又はその両方を入手できなかったときは、当月限取引最終日の立会において成立した、当月限に係る全ての取引に基づく加重平均数値（個別競争取引により成立した約定数値と取引数量の加重平均により算出した数値をいう。）を平均米価とする。ただし、当月限取引最終日の立会において取引が成立しなかったときは、当月限取引最終日の直前計算区域における当月限の帳入数値を平均米価とする。
- 4 前号の規定による値が平均米価として適当でないと当社が認める場合は、次の各号に定めるところにより算出した数値を平均米価とする。
 - (1) 当月限取引最終日の立会終了時において、当該当月限取引最終日の直前計算区域における当月限の帳入数値より低い数値を指定した売注文が存在する場合は、当該売注文のうち最も低い数値を指定した売注文の数値
 - (2) 当月限取引最終日の立会終了時において、当該当月限取引最終日の直前計算区域における帳入数値より高い数値を指定した買注文が存在する場合は、当該買注文のうち最も高い数値を指定した買注文の数値
- 5 前二項の規定にかかわらず、当社が特に必要と認める場合は、平均米価を別に定めることができる。